

## 全体構想の検討

|                                 |      |
|---------------------------------|------|
| 5. 全体構想.....                    | 5-1  |
| 5.1 まちづくりの基本方針.....             | 5-1  |
| 5.2 将来構想.....                   | 5-2  |
| 5.2.1 将来フレーム.....               | 5-2  |
| 5.2.2 将来都市構造.....               | 5-3  |
| 5.3 安芸市の新たな都市計画の方針.....         | 5-17 |
| 5.3.1 都市計画区域拡大の検討方針.....        | 5-17 |
| 5.3.2 新たな拠点と周遊型ネットワークの形成方針..... | 5-18 |
| 5.3.3 災害に強い都市防災の方針.....         | 5-22 |
| 5.4 分野別方針.....                  | 5-29 |
| 5.4.1 土地利用の方針.....              | 5-29 |
| 5.4.2 市街地整備の方針.....             | 5-37 |
| 5.4.3 都市交通の方針.....              | 5-40 |
| 5.4.4 生活・環境の方針.....             | 5-45 |
| 5.4.5 公園・緑地の方針.....             | 5-48 |
| 5.4.6 都市景観・観光の方針.....           | 5-53 |

## 5. 全体構想

### 5.1 まちづくりの基本方針

安芸平野は古代から農業地帯として開け、「国史に安芸の文字の見ゆるは続日本紀孝謙天皇の条の神護景雲元年」（767 年）と記される長い歴史を有しています。

以来、この地域で発達してきた安芸市は、明治 29 年、安芸村が町制を敷き、その後、穴内村が安芸町と合併したのち、昭和 29 年 8 月、安芸郡安芸町を中心に土居・川北・伊尾木・東川・井ノ口・畑山・赤野の 8 町村が合併して安芸市となり、同 30 年 4 月、香美郡西川村舞川・轟を吸収合併し、現在に至っています。

安芸市は、これまでのまちづくりの中で地形的な特性や長きにわたる歴史的な沿革、多様な住民生活の営みにより、社会・経済や文化がはぐくまれ、特徴ある地域が形成されています。このため、都市機能は、市街地中心部のみならず、市街地をとりまく田園地域や中山間地域及び沿岸地域にも集積し、これらが日常生活に必要な生活利便施設と補い合い、市内各地で拠点的な役割を果たしてきています。

このようなことから、これからの安芸市のまちづくりは、各地域における既存のストックを活かしつつ都市機能の集積拠点や生活拠点の形成を進め、これらの拠点を中心に、にぎわいやくらしの場を創出しながら拠点間の連携を図ることで、市全体が有機的に結びついた持続可能なまちづくりを目指すことを基本方針とします。

## 5.2 将来構想

### 5.2.1 将来フレーム

安芸市（市全域）の将来人口は、中長期的な人口の将来展望を示した「安芸市まち・ひと・しごと創生 総合戦略（人口ビジョン編）」に準拠し、10年後（令和12年／2030年）の人口を16,226人、20年後（令和22年／2040年）の人口を15,121人とします。

また、安芸市都市計画区域の将来フレームは、「安芸市まち・ひと・しごと創生 総合戦略（人口ビジョン編）」に準拠して算出された「高知県東部圏域都市計画マスタープラン」の将来フレームに基づき、10年後（令和12年／2030年）の人口を6,579人、20年後（令和22年／2040年）の人口を6,142人とします。

表 5-1 安芸都市計画区域の将来フレーム

| 年            | 総人口    | A:人口ビジョン | 一般推計<br>(社人研推計) | B:都市計画区域内人口 | B/A:都市計画区域内人口のシェア率 | 備考                                      |
|--------------|--------|----------|-----------------|-------------|--------------------|-----------------------------------------|
| H2年 (1990年)  | 23,739 |          |                 | 9,586       |                    |                                         |
| H7年 (1995年)  | 22,377 |          |                 | 9,045       |                    |                                         |
| H12年 (2000年) | 21,321 |          |                 | 8,590       |                    |                                         |
| H17年 (2005年) | 20,348 |          |                 | 8,283       |                    |                                         |
| H22年 (2010年) | 19,547 |          |                 | 7,898       |                    |                                         |
| H27年 (2015年) | 18,593 | 18,593   | 18,593          | 7,520       | 0.4045             |                                         |
| R2年 (2020年)  |        | 17,639   | 17,345          | 7,140       | 0.4048             | $((B/A(2015年)) + (B/A(2025年))) / 2$     |
| R7年 (2025年)  |        | 16,933   | 16,194          | 6,860       | 0.4051             |                                         |
| R12年 (2030年) |        | 16,226   | 15,064          | 6,579       | 0.4055             | $((B/A(2025年)) + (B/A(2035年))) / 2 = C$ |
| R17年 (2035年) |        | 15,674   | 13,971          | 6,361       | 0.4058             |                                         |
| R22年 (2040年) |        | 15,121   |                 | 6,142       | 0.4062             | $((B/A(2035年)) - C) + (B/A(2035年))$     |

出典：A:人口ビジョン 「安芸市まち・ひと・しごと創生総合戦略（人口ビジョン編）」、一般推計 「国立社会保障・人口問題研究所」、B:都市計画区域内人口 「高知県東部圏域都市計画マスタープラン」に基づき、国勢調査から算出される総人口に占める都市計画区域内人口のシェア率を勘案し算出した値

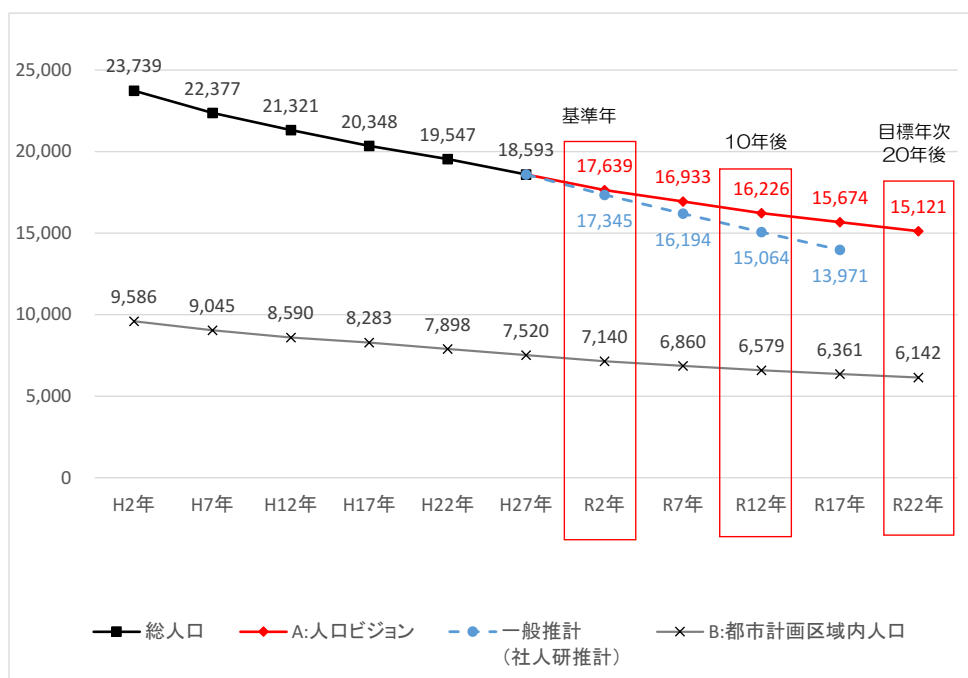


図 5-1 人口の推移（見通し）と将来フレーム（都市計画区域内）

## 5.2.2 将来都市構造

### (1) 安芸市の目指す都市構造の体系

安芸市の将来都市構造は、基本方針に基づいたまちづくりに向け、【骨格となる土地利用（面）】【都市軸となるネットワーク（線）】【都市の核となる拠点（点）】の3つの要素で構成します。

【骨格となる土地利用（面）】は、概ねの土地利用の方向性を示します。

【都市軸となるネットワーク（線）】は、道路や鉄道等のネットワークを示します。

【都市の核となる拠点（点）】は、都市機能の充実や強化を図るまちの核として位置づけます。

また、新市庁舎、IC 周辺、統合学校等の新たな拠点は、周辺土地利用の可能性のある概ねの範囲を含めます。

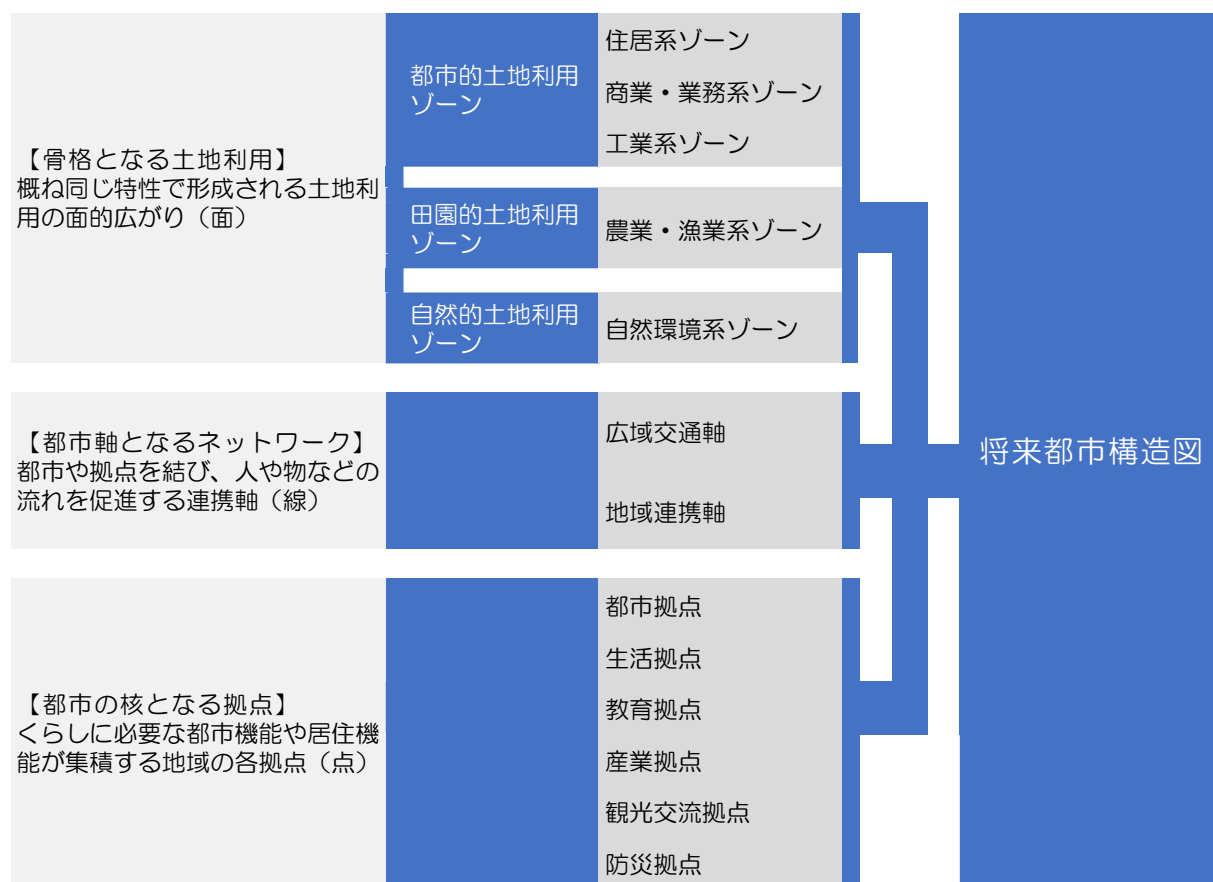


図 5-2 安芸市の目指す都市構造体系

## (2) 骨格となる土地利用（面）

### 【骨格となる土地利用】

- ・安芸市を大きく3つのゾーンに区分し、都市的土地利用を促進するゾーンと田園的土地利用を促進するゾーン、自然的土地利用として環境を保全するゾーンとの役割分担を図ります。これにより、都市の健全な発展と秩序ある土地利用を推進します。

### ○都市的土地利用ゾーン

- ・住居系、商業・業務系、工業系の土地利用を都市的土地利用ゾーンと位置づけます。
- ・都市的土地利用ゾーンは、居住環境を提供する「住居系ゾーン」、行政施設や生活利便施設の誘導による都市機能の集積や市街地の形成を図る「商業・業務系ゾーン」、産業振興を図る「工業系ゾーン」から構成し、都市活力の向上、働く場の創出などを促進するゾーンとします。



商業・業務系ゾーン（安芸駅）



商業・業務系ゾーン（高知県安芸総合庁舎）



住居系ゾーン（市街地）



住居系ゾーン（田園）

### ○田園的土地利用ゾーン

- ・農業・漁業系の土地利用を田園的土地利用ゾーンと位置づけます。
- ・田園的土地利用ゾーンは、豊かな自然や優良な農地・漁港の保全に努め、農業及び漁業の振興に努める「農業・漁業系ゾーン」とします。



農業系ゾーン（チクタク通り沿い）



漁業系ゾーン（伊尾木漁港）

### ○自然的土地利用ゾーン

- ・自然環境を保全する土地利用を自然的土地利用ゾーンと位置づけます。
- ・自然的土地利用ゾーンは、自然環境の保全と森林や水辺空間の利活用に努める「自然環境系ゾーン」とします。



自然環境系ゾーン（安芸川）



自然環境系ゾーン（安芸川河口）

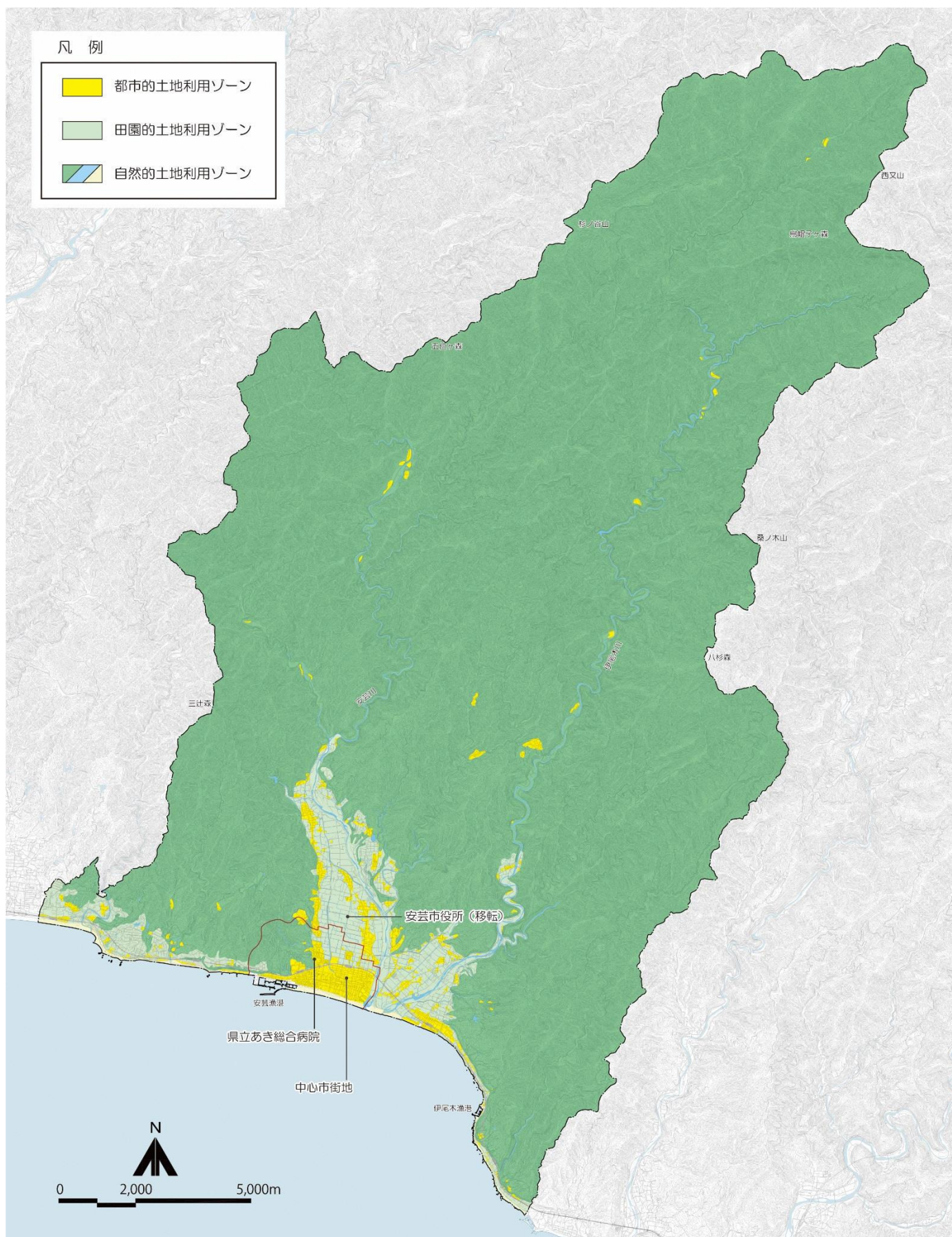


図 5-3 将来都市構造図（骨格となる土地利用）

### (3) 都市軸となるネットワーク（線）

#### 【都市軸となるネットワーク】

- 地域の拠点や個性ある地域資源を交通網により連携し、移動の利便性や回遊性の向上を図ります。また、地域間の連携を強化することにより、人や物の流れを活性化させ、まちづくりの好循環を生み出します。

#### ○広域交通軸

##### （自動車道）

- 広域的な移動と連携を図るため、**高知東部自動車道・阿南安芸自動車道**を広域連携軸として位置づけます。

##### （鉄道）

- 広域的な移動と連携の交通軸として、土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線（後免～奈半利）を広域連携軸として位置づけます。



土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線（穴内駅）

#### ○地域連携軸

##### （都市間連携軸）

- 東部圏域をはじめとした周辺都市との連携を図るため、国道、県道や新たなを都市間連携軸として位置づけます。

##### （都市内連携軸）

- 都市内の拠点間を移動するための生活に必要な道路及び生活路線バスルート都市内連携軸として位置づけます。



地域連携軸（都市内連携軸）

##### （新規道路）

- 安芸中央インター線、海岸線、あき病院球場線を新たな地域連携軸として位置づけます。

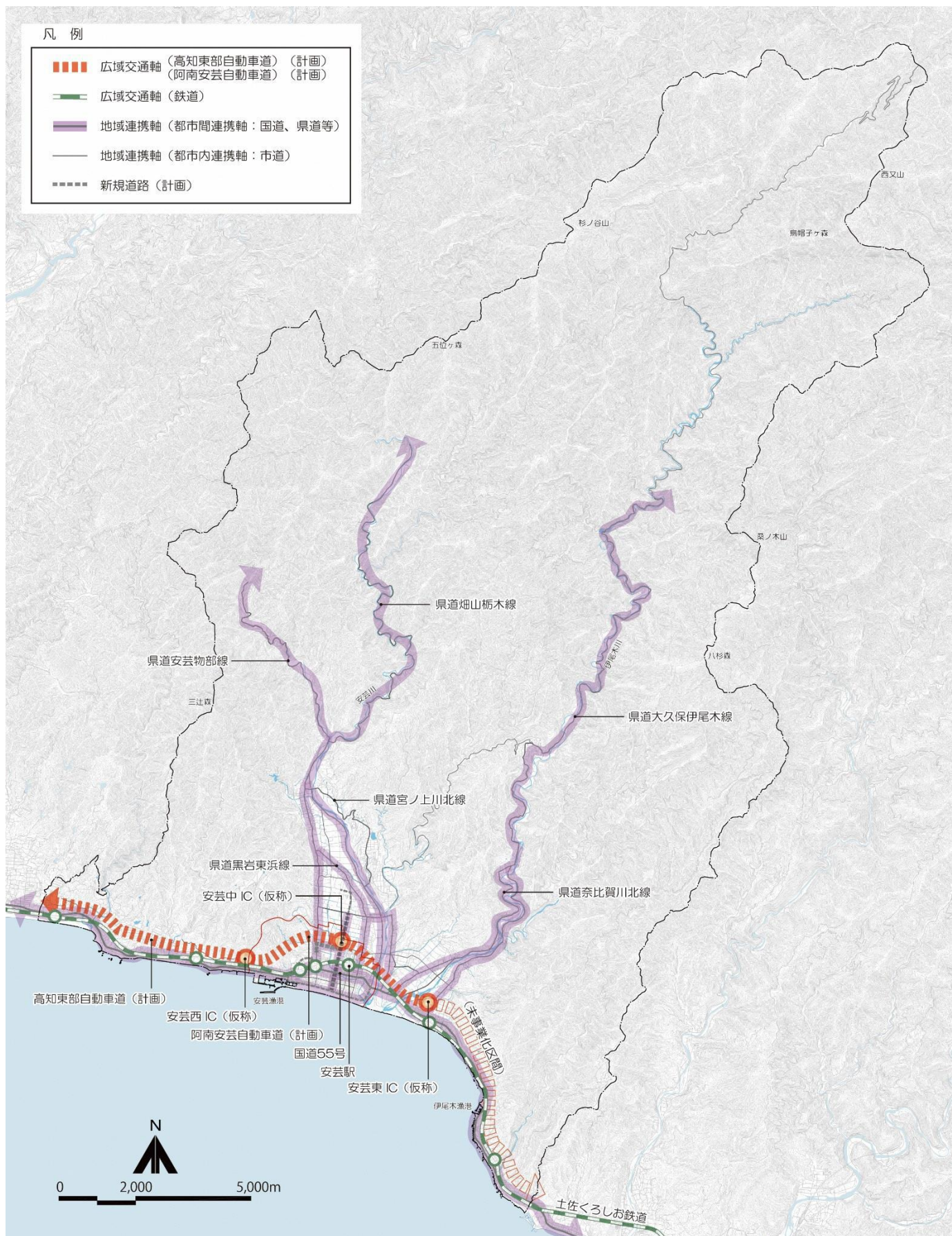


図 5-4 将来都市構造図 (都市軸となるネットワーク)

#### (4) 都市の核となる拠点（点）

##### 【都市の核となる拠点】

- ・市街地や集落の役割に応じて、必要な都市機能を集積した拠点づくりを進めます。また、拠点間や周辺都市との連携による相互補完により、効率的な都市機能の利活用と都市の持続的な発展を促進します。

##### ○都市拠点

- ・都市機能の集約・集積とともに、まちなか居住を図る拠点を都市拠点と位置づけます。
- ・都市拠点は、商業・業務、医療・福祉、教育、文化・交流や公共サービスなどの様々な広域的な都市機能が集積する「（既存）中心市街地及び周辺」「安芸中IC及び周辺」「あき総合病院・安芸タイガース球場（西八幡公園）周辺」とし、複合的な機能を維持・強化します。



都市拠点（県立あき総合病院）



都市拠点（中心市街地／商店街）

##### ○生活拠点

- ・都市拠点を補完する拠点を生活拠点と位置づけます。
- ・生活拠点は、駅やバス停周辺等のすでに形成されている市街地の維持や、歩いてくらせる日常生活機能を維持・強化します。
- ・また、東川地域や畑山地域などの人口減少や高齢化が著しい中山間地域や海岸部などでは、多様な生活に配慮しつつ、公民館、集会所などの地域コミュニティの維持や郵便・ATMなどの日常生活に必要な機能の集約・確保を促すとともに、公共交通の充実を図ります。



生活拠点（穴内駅・穴内郵便局周辺）

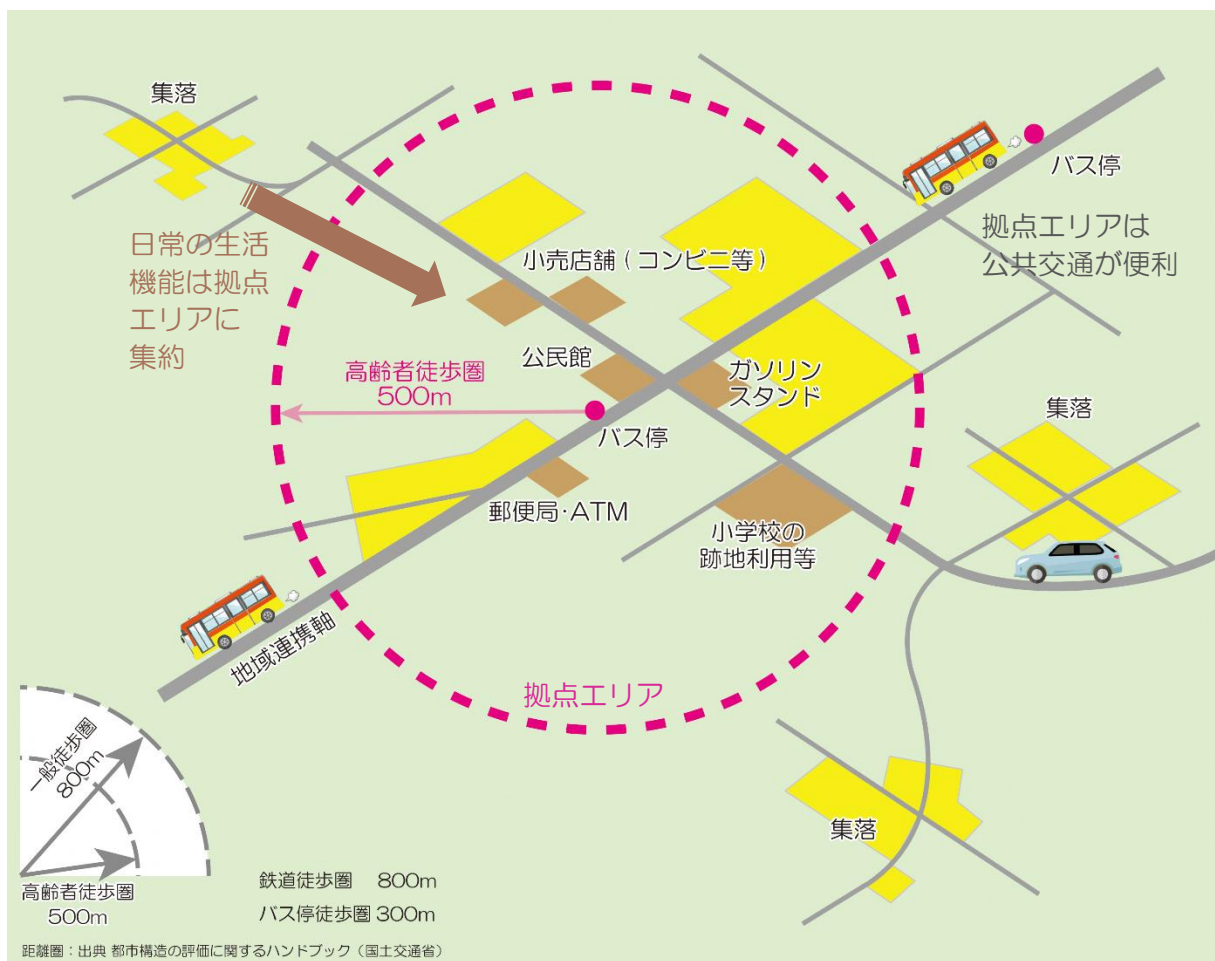


図 5-5 生活拠点イメージ

### ○教育拠点

- ・統合学校を教育拠点として位置づけます。（市立小学校は統合に向けて検討中、市立中学校 2 校は 1 校に統合を検討中、県立中高 1 校と県立高校 1 校は県立中高 1 校に統合を検討中）
- ・教育拠点は、静穏な環境に配慮するとともに、通学の利便性を向上するための公共交通の充実を検討します。

### ○産業拠点

- ・植野工業団地周辺及び安芸漁港、伊尾木漁港を産業拠点と位置づけます。なお、市内には、移転予定のゆず加工施設をはじめ、土佐あき農協赤野集出荷場、土佐あき農協穴内集出荷場、土佐あき農協安芸集出荷場などの小規模な産業拠点も立地しています。
- ・IC周辺（安芸中IC及び周辺は都市拠点としての複合拠点）等、今後交通利便性に優れることになる区域については、産業系用地の確保並びに企業誘致についても検討します。

### ○観光交流拠点

- 広域的な観光の集客や地域の余暇活動を支える場を観光交流拠点と位置づけます。
- 安芸城跡・土居廓中・野良時計周辺、岩崎彌太郎生家などの歴史文化資源、**安芸タイガース球場（西八幡公園）周辺**、安芸広域公園、大山岬公園、伊尾木川緑地などの公園緑地、**伊尾木洞の自然資源等**の主な観光資源を観光交流拠点と位置づけます。
- なお、これらの拠点を有する市街地周辺一帯を市街地周辺観光交流エリアとし、赤野展望台、大山岬公園、道の駅大山、伊尾木漁港石積堤等の立地する海岸部周辺、温泉、河川等を有する中山間地域一帯を中山間地域観光交流エリアと位置づけ、観光、交通基盤の充実を図ります。



観光交流拠点（岩崎彌太郎生家）



観光交流拠点（道の駅大山）

### ○防災拠点

- 安芸市では、地震・津波対策だけでなく、台風や集中豪雨により、浸水被害や土砂流出などの甚大な被害が発生しています。このような災害に備えるため、「新市役所（災害対策本部）」「安芸市防災センター」「安芸総合庁舎」「安芸警察署」「県立あき総合病院」「**安芸タイガース球場（西八幡公園）周辺**」を防災拠点と位置づけます。



防災拠点（安芸市防災センター）

出典：安芸市危機管理課

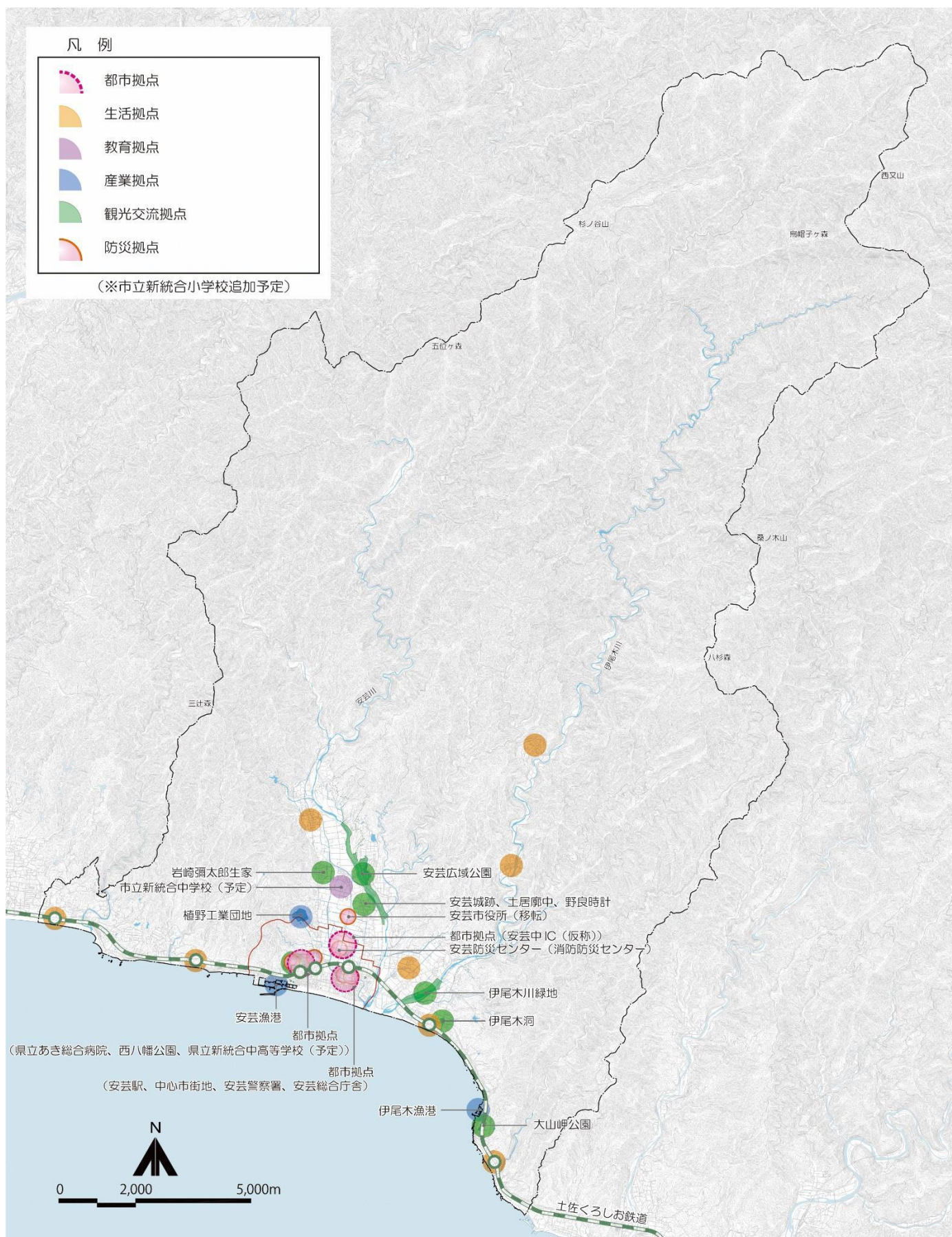


図 5-6 将来都市構造図（都市の核となる拠点）

## (5) 安芸市の目指す将来都市構造

### 【安芸市の目指す将来都市構造】

核となる市街地の3極周遊型構造  
＋  
市街地をとりまく拠点ネットワーク構造

#### ○『健康・元気都市』の実現に向けて

- ・安芸市をとりまく固有の自然環境、歴史・文化を継承しつつ、都市の健全な発展と秩序ある土地利用を推進します。これにより、中心市街地や中山間地域のくらしを充実、発展させ、子どもから高齢者、障がい者のみんなが健康で元気にくらせる『健康・元気都市』を形成します。

#### ○核となる市街地の3極周遊型構造

- ・くらしの中心となる市街地は、3つの都市拠点「（既存）中心市街地及び周辺」「安芸中 IC 周辺」「あき総合病院・**安芸タイガース球場（西八幡公園）周辺**」を核とし、公共交通の連携により、移動の利便性や回遊性の向上を図ります。また、拠点間や周辺都市との連携を強化し、人や物の流れを活性化させ、まちづくりの好循環を生み出します。

#### ○市街地をとりまく拠点ネットワーク構造

- ・市街地をとりまく地域は、田園の中の居住地や様々な集落などの役割に応じて、必要な生活機能を集積した拠点づくりを進めます。また、生活拠点間の相互補完による拠点ネットワークを形成し、効率的な生活機能の利活用を促進します。

## 【将来都市構造の形成に係る新たな都市計画の課題】

○安芸市の発展に資する「新たなネットワーク形成」「新たな拠点形成（公共施設跡地及び IC 周辺土地利用）」のあり方

（１）新たな拠点形成（公共施設跡地、IC 周辺、あき総合病院前駅周辺土地利用）と周辺土地利用の検討

- ・都市機能の誘導によって創出される公共施設跡地、IC 周辺、あき総合病院前駅周辺土地利用について検討（「市役所の移転」「学校統廃合」「IC」「あき総合病院前駅（駅広、駅舎）」）
  - 市役所跡地を活用した中心市街地の活性化（都市拠点）
  - 学校統廃合跡地の有効利用（教育拠点）
  - IC 周辺の有効活用（産業拠点、都市拠点（安芸中 IC 及び周辺は都市拠点としての複合拠点））
  - あき総合病院前駅における駅前広場及び駅舎の有効活用（都市拠点）

（２）新たなネットワーク形成の検討

- ・安芸中 IC を中心とした東西軸、南北軸の道路の充実について検討
  - 都市計画道路安芸中央インター線、海岸線やあき病院球場線の整備を推進し、安芸中 IC から中心市街地へのネットワークを形成
  - 安芸中 IC から県立あき総合病院までをつなぐ道路整備を新たに検討し、救急医療や災害に強い道路網を形成
  - 災害時の緊急輸送ネットワーク形成
    - ・高知東部自動車道・阿南安芸自動車道、IC からの物資輸送ルートの考え方について
    - ・港湾からの物資輸送ルートの考え方について

○津波浸水想定区域における都市計画（誘導区域）のあり方の検討

- ・市街地における誘導区域の考え方について検討

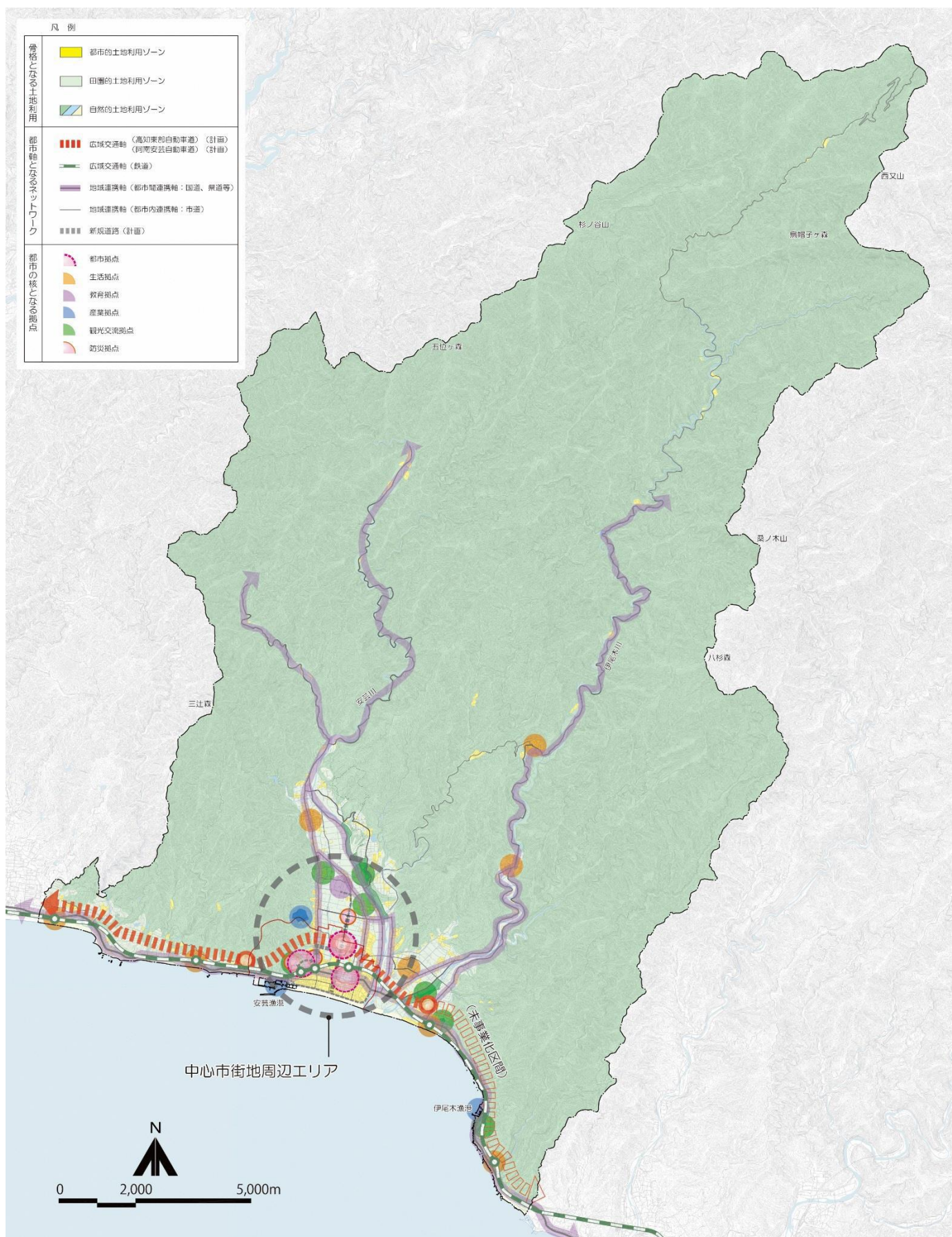


図 5-7 安芸市の目指す将来都市構造図 (多極連携型都市構造)

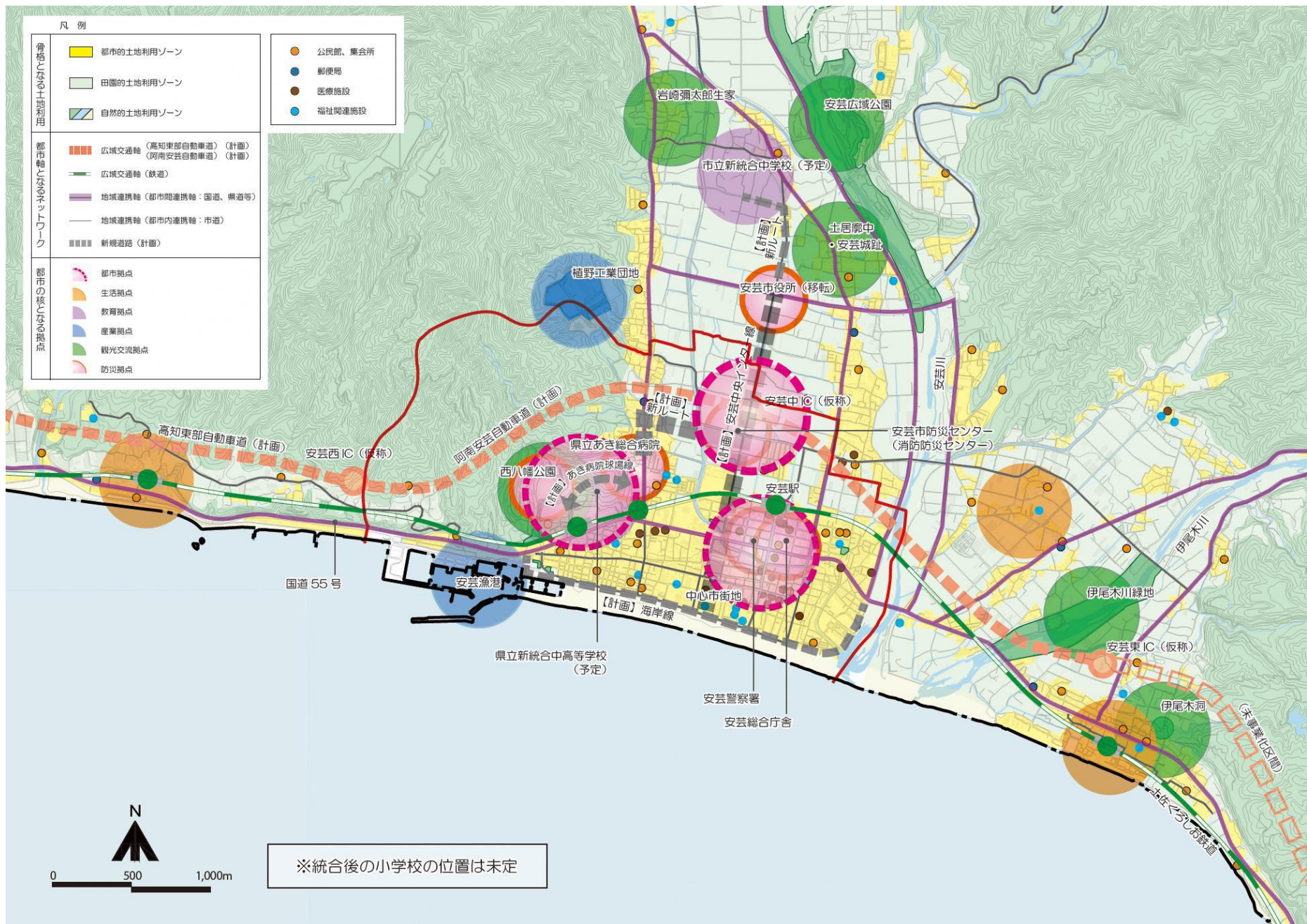


図 5-8 安芸市の目指す将来都市構造図（多極連携型都市構造）（拡大図）

## 5.3 安芸市の新たな都市計画の方針

安芸市では今後、新たなネットワーク形成や新たな拠点形成（公共施設跡地及び IC 周辺土地利用）」並びに津波浸水想定区域などのハザードエリアにおける都市計画（居住誘導・都市機能誘導）の考え方について、検討する必要があります。将来都市構造の実現に向け、それぞれの検討方針を以下に示します。

### 5.3.1 都市計画区域拡大の検討方針

高知東部自動車道・阿南安芸自動車道並びに IC 整備に伴う都市化への進展、市役所の移転、学校統廃合などによる都市構造の変化などをふまえた場合、これからの安芸市は、都市計画区域内外にわたり、適切な土地利用について検討することが必要となります。特に、IC 周辺の土地は利便性や利用価値が高く、民間開発の需要も高まるため、土地利用の状況を見極めつつ、土地利用のコントロールによる計画的なまちづくりが必要となります。

安芸中 IC 南側などの都市計画区域内は、安芸中央インター線、公園等の都市計画施設や住宅・工業などの用途指定、地区計画の導入などにより、計画的な土地利用を進めることができます。

一方、市役所の移転先、統合学校予定地、学校統廃合により生じる跡地利用は都市計画区域外となるとところも多く、農地と調和した土地利用の保全と誘導や、比較的小規模な開発行為等の無秩序な開発の抑制が、都市計画上、重要な課題となります。

このようなことから、安芸市は今後、将来人口や産業の見通し、総合計画などのまちづくり計画の進捗状況等を把握した上で、都市計画区域の見直しについて検討します。これにより、用途指定や地区計画制度等の都市計画手法の活用を可能とすることで、無秩序な都市化をコントロールし、安芸市の持続的な発展に資する適正な土地利用を進めることとします。

#### ○検討対象地区

- ・新市役所移転地及び都市計画区域外の学校統廃合予定地周辺への都市計画区域の拡大を検討し、農地と調和したまちづくりについて検討を進めます。

## 5.3.2 新たな拠点と周遊型ネットワークの形成方針

### [1] 新たな拠点形成に関する方針（都市拠点・教育拠点・交通の拠点）

今後の安芸市において、社会経済活動の主要機能を担う新たな拠点を形成します。拠点形成は、周辺土地利用の無秩序な開発を抑制し、周辺農地との調和を図りつつ、安芸市の将来の発展に資する適正な土地利用を検討する必要があります。

※機能の集約された新たな都市拠点等の形成【目標3. くらしを持続させるコンパクトなまちづくり】より

#### ○複合的な機能を有する都市拠点の形成

- ・従来の「（既存）中心市街地及び周辺」に加え、「安芸中 IC 周辺」「あき総合病院・**安芸タイガース球場（西八幡公園）周辺**・あき総合病院前駅」を新たな複合的な都市拠点として形成します。

#### （土地利用の誘導例）

##### □「（既存）中心市街地及び周辺」

- ・現行の中心市街地としての都市機能の集約や商店街の活性化及び学生や市民・観光客を呼び込む魅力づくり
- ・安全性の高い居住地としての土地利用を検討

##### □「あき総合病院・**安芸タイガース球場（西八幡公園）周辺**・あき総合病院前駅」

- ・安心で健康なくらしを支え、市内を効率的にネットワークする防災拠点として**や安芸市の重要な観光交流拠点となる複合拠点**の形成を検討
- ・ごめん・なはり線「あき総合病院前駅」の設置を推進し、新たな拠点として、駅前広場及び駅舎の整備を推進

##### □「安芸中 IC 周辺」

- ・安芸中 IC 南側は、広域交通を活用した新たな流通業務系、住居系、**観光交流などの**土地利用を検討
- ・安芸中 IC 北側（新市役所・統合学校を除く）は、優良農地の保全を検討
- ・既存の観光資源との連携等を推進

※広域ネットワークを活かした新たな産業や広域交流を育成するための土地利用の促進【目標2. 元気でにぎわいのあるまちづくり】より

#### ○新市役所や統合学校周辺の土地利用コントロール

- ・新市役所や教育拠点となる統合学校周辺は、施設にふさわしい拠点形成を検討します。なお、市立小学校は**統合に向けて総合的に検討を進めています。また、市立中学校2校は1校に統合、県立中高1校と県立高校1校は県立中高1校に統合として、それぞれ検討を進めています。**
- ・新市役所の移転先や統合学校は都市計画区域外となるものもあります。これらの拠点周辺は、

農地と調和した土地利用の保全と誘導や、無秩序な開発行為等の抑制について検討します。

(土地利用の誘導例)

□「新市役所周辺」「教育拠点」

- ・優良農地の保全を検討

## 〔2〕拠点周遊型ネットワークの形成と沿道土地利用に関する方針

安芸市の主要拠点を結ぶ拠点周遊型のネットワークを形成し、効率的でくらしやすいまちづくりに取り組みます。また、ネットワーク機能を担う新設道路については、適切な沿道土地利用を検討します。

※地域内のネットワークを活かした沿道への適切な土地利用の誘導【目標2. 元気でにぎわいのあるまちづくり】より

### ○拠点を周遊する新たなネットワーク機能の形成

- ・新たに「安芸中央インター線」「海岸線」「あき病院球場線」及び「(安芸中 IC～県立あき総合病院) への新ルート」を整備します。これらのルートは、市街地において環状線を形成することとなり、地域の社会経済活動を好循環し、市民の健康で元気なくらしを支える生活軸となります。

(ネットワークの形成例)

□「安芸中央インター線」

- ・安芸中 IC からの来訪者や物資をまちなかへと運ぶ骨格軸であり、産業の活性化を担うネットワーク機能の形成
- ・中山間地域～学校・新市役所～中心市街地～海岸を直接結ぶルートとして、市民の健康づくり、楽しく安全な通勤通学、わかりやすい観光を提供

□「あき病院球場線」

- ・防災拠点（県立あき総合病院）と避難場所（**安芸タイガース球場（西八幡公園）周辺**）を短絡し、県道安芸物部線と国道 55 号に直結することにより、市内の防災対策のためのネットワークを形成
- ・観光交流拠点となる**安芸タイガース球場（西八幡公園）周辺**・球場前駅と中心市街地を結び来訪者を市内へと誘導・**周遊**させるレクリエーションネットワークや**駐車場**の形成

□「海岸線」

- ・安芸漁港から沿岸部を通る安芸市外縁のルートであり、緊急時の海からの物資輸送、沿岸部からの避難のための防災対策のネットワークを形成
- ・安芸漁港、学校跡地、安芸市健康ふれあいセンター「元気館」などを結ぶ海岸ルートとして、健康な市民や観光客のための新たな魅力づくりに資するレクリエーションネットワークの形成

□「(安芸中 IC～県立あき総合病院への) 新ルート」

- ・安芸中 IC (安芸中央インター線) ～県立あき総合病院 (県道安芸物部線) をつなぎ、市内の防災やくらしのネットワークを形成

○新設道路沿道の適切な土地利用の誘導

- ・新たな道路整備にあわせ、沿道への計画的な土地利用の誘導について検討します。

(土地利用の誘導例)

□「安芸中央インター線」

- ・中心市街地への市民や観光客の誘導及び商店街の活性化に資する沿道土地利用を検討

□「あき病院球場線」

- ・防災対策及び観光レクリエーションに資するネットワークとして、**ルートの周辺緑地の保全**を検討

□「海岸線」

- ・歩行者に配慮するとともに、安芸市の魅力向上に資する沿道土地利用を検討

□「(安芸中 IC～県立あき総合病院への) 新ルート」

- ・市街地を周遊する新ルートとして周辺農地との調和や景観に配慮した沿道土地利用を検討

### [3] 公共施設跡地の有効活用に関する方針

安芸市では、新市役所及び統合学校の整備に伴い、多くの公共施設跡地が創出されます。今後は、これら公的資産の有効活用を検討する必要があります。

※機能の集約された新たな都市拠点等の形成【目標3、くらしを持続させるコンパクトなまちづくり】より

○市役所跡地・学校跡地の有効活用

- ・市役所跡地及び学校統合によって生じる学校跡地の有効活用が必要です。市街地や中山間地域に位置するこれら公的資産は、立地特性に応じ、適切な土地利用を検討します。

(土地利用の誘導例)

□「市役所跡地」

- ・中心市街地としての立地特性を活かし、**にぎわいづくりなどによる市街地の活性化**を図るための土地利用を検討

□「学校跡地」

- ・中心市街地、海岸部、中山間地域などの立地特性に配慮し、安芸中 IC を結ぶ多様な拠点 (観光交流拠点、地場産業の拠点、市民のコミュニティ活動の拠点、スポーツ拠点、合宿拠点等) として、地域の魅力づくりのための土地利用を検討



### 5.3.3 災害に強い都市防災の方針

安芸市の中心市街地や沿岸部は、多くの市民のくらしや産業の基盤となっており、安芸市にとって代替性のない商業・業務や居住の場となっています。

安芸市においては、地震・津波災害のみならず、近年の自然災害に対応するため、災害リスクをふまえた土地利用について検討します。

#### 〔1〕南海トラフ等による地震・津波の災害対策に関する方針

南海トラフ地震・津波等による災害への対策を推進します。

※地震・津波、河川・内水氾濫、土砂災害など、さまざまな災害への対策の推進【目標4. 災害に強いまちづくり】より

- 中心市街地や沿岸部の津波浸水想定区域においては、地震時に複合的な災害発生が懸念されますが、防災体制の確立を前提として、公共施設の耐震化・耐浪化、避難できる路の確保や津波避難場所の維持・管理、水害リスク低減のための検討等、地震・津波に対する複合的な取り組みを推進します。
- 沿岸域では、漁港、海岸の自然災害について防災対策を推進します。また、沿岸域は海岸保全区域に指定されており、引き続き、津波、高潮、波浪等による被害から海岸を防護します。

#### ○誘導区域の検討の方向

- 安芸市の中心部のほとんどは、津波浸水想定区域（L2）2m 以上にあたります。しかし、中心部は、安芸市にとって代替性のないくらしや商業の基盤となっていることから、安全な区域への移転を推進することは難しい状況です。
- このため、中心部で持続的にまちづくりを行うにあたっては、誘導区域について、津波浸水のハザードエリアや土砂災害危険箇所等を勘案した複合的な取り組みのもと、安全対策が可能な区域として、居住を維持するとともに新たな居住者も住み続けられるように取り組みます。
- 以上から、

『中心部の魅力ある都市機能の誘導』

『既存の居住区域における防災・減災対策の促進、安全な区域への居住誘導』

を両立させる方針として

「防災体制が確立された上で、公共施設や建替時の建物の耐震化、耐浪化、避難できる路の確保、津波避難ビルの維持管理等、水害リスク低減や地震・津波に対する複合的な取り組み等の推進」について検討する必要があります。

※別紙資料参照

### 【先進事例】既成市街地の全域がL2津波による浸水想定区域「須崎市」

#### ○都市機能誘導区域の区域設定の考え方

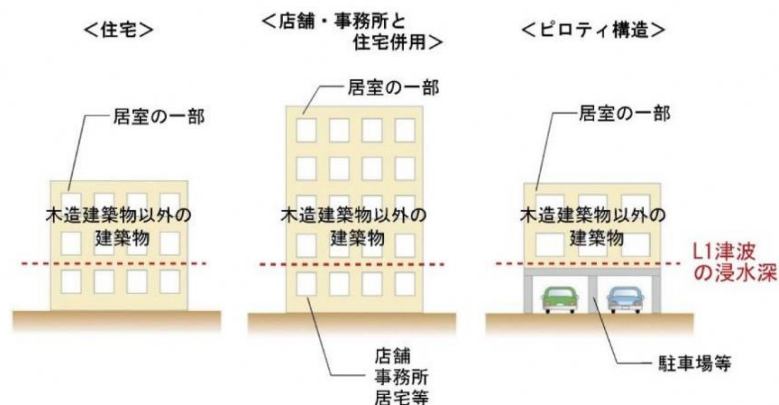
- ・須崎駅周辺及び多ノ郷駅周辺の既成市街地の中で、公共交通の利便性が高く、公共公益施設や生活サービス施設等の都市機能が集積している範囲を都市機能誘導区域と設定しています。
- ・「東日本大震災による被災現況調査結果について（第1次報告）」において、浸水深と建物被災状況の関係は、「浸水深約2m前後で被災状況に大きな差があり、浸水深2m以下の場合には、建物が全壊となる割合は大幅に低下する」との調査結果をふまえ、L1津波における浸水深が2m以下の範囲を「都市機能誘導区域A」、2mを超える範囲を「都市機能誘導区域B」としています。この「都市機能誘導区域B」においては、建築物の改築・新築に際して津波災害に備えた一定の条件を満たす建築物を誘導することとしています。

#### ○居住誘導区域

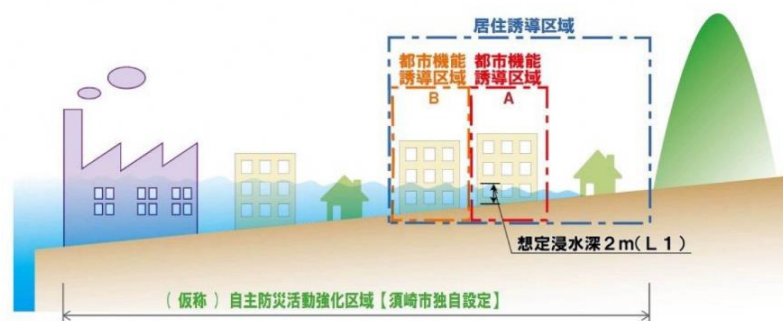
- ・須崎駅周辺及び多ノ郷駅周辺の既成市街地の中で、L1津波の想定浸水深が2m以下の範囲の内、土砂災害警戒区域を除く範囲及び、前述の津波災害に備えた建築物を誘導する「都市機能誘導区域B」の範囲を居住誘導区域としています。

#### ○（仮称）自主防災活動強化区域【須崎市独自設定】

- ・既に市街地を形成している範囲全域を（仮称）自主防災活動強化区域としています。



推奨する建築物のイメージ図



区域設定の断面イメージ図

出典：「平成30年度都市計画実務発表会」公益社団法人日本都市計画学会、一般社団法人都市計画コンサルタント協会

南海トラフ地震・津波等による災害時の対策として防災拠点の確保と緊急輸送道路ネットワークの強化を推進します。

## ○防災拠点の確保

- **新市役所、安芸防災センター、安芸総合庁舎、安芸警察署、県立あき総合病院、安芸タイガース球場（西八幡公園）周辺**を防災拠点として位置づけます。

- ・高知県では、南海トラフ地震発生直後の負傷者の救出や、支援物資などの受入れを迅速に行えるように、あらかじめ、優先して通行を確保すべき防災拠点やそこに至る啓開ルートを設定しています。安芸市では国道 55 号、県道安芸物部線などが啓開道路です。
- ・安芸市では、これらの啓開道路を骨格として、**高知東部自動車道・阿南安芸自動車道**、安芸中央インター線、あき病院球場線、安芸漁港からの海岸線、安芸 IC～県立あき総合病院への新ルートなどにおいて緊急輸送道路網の形成を図ります。
- ・安芸橋等をはじめ、道路、橋梁、鉄道等の耐震性を図るとともに、緊急輸送道路沿道の建築物の耐震・耐火性の向上を促進します。



5-24

### 〔3〕密集市街地における防災・減災対策に関する方針

減災に向けた密集市街地等における防災・減災対策を推進します。

※密集市街地などにおける防災・減災の推進【目標4. 災害に強いまちづくり】より

#### ○密集市街地の解消（建築の防災・減災対策）

- ・木造密集地区における建築物の不燃化・耐震化、**老朽家屋の解消や建て替え時の耐浪化等**により、延焼しにくい街区を形成します。
- ・狭小道路の拡幅により、緊急車両の通行ができる生活道路の整備を推進します。

#### ○公共施設の防災・減災対策

- ・安芸市民会館、安芸市民図書館は、建築基準法に基づく現行の耐震基準（建築年次昭和56年6月1日）以前の建物であり、耐震補強の必要な施設です。今後は、安芸市公共施設等総合管理計画に基づき、更新・移転について検討します。
- ・ブロック塀の倒壊による密集市街地における危険性を低減するため、**ブロック塀の撤去**を推進します。

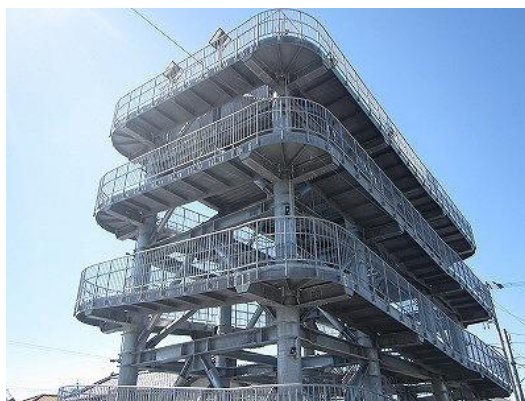
### 〔4〕避難場所・避難できる路などの整備・充実と防災意識の向上に関する方針

安全・安心な避難場所及び避難できる路の確保、防災設備の整備に努めるとともに、市民の防災意識の向上を促進します。

※避難場所・避難できる路などの整備・充実と防災意識の向上【目標4. 災害に強いまちづくり】より

#### ○避難地・避難できる路の確保

- ・津波浸水想定区域内における津波避難ビルや避難タワーなどの避難場所やコミュニティ防災拠点の拡充、公園緑地や市街地内の道路を活用した避難できる路の確保など、計画的かつ早急な避難場所及び避難できる路の配置・整備を推進します。
- ・高台までの経路へのバッテリー付き避難誘導灯の整備を推進します。
- ・また、避難困難区域の再検討を進め、さらなる安全性の向上に努めていきます。



避難タワー

#### ○災害弱者への対応

- ・高齢者、障がい者等の災害弱者のための**道路整備**を推進します。

#### ○地域の防火・消防体制の強化（消防）

- ・耐震性防火水槽や消火栓の計画的な配置と整備を推進します。
- ・消防団等の消化活動の拠点となる消防屯舎の整備を推進します。

#### ○防災・減災意識の向上の強化

- ・地域で防災訓練、自主防災活動を実施する等による防災意識の向上を促進します。

### 〔5〕河川・内水氾濫、土砂災害等の災害対策に関する方針

都市防災対策として河川・内水氾濫、土砂災害など、さまざまな災害への対策を推進します。

※地震・津波、河川・内水氾濫、土砂災害など、さまざまな災害への対策の推進【目標4. 災害に強いまちづくり】より

#### ○河川改修や内水氾濫対策等の実施

- ・安芸川、伊尾木川等の河川について、計画的な改修を促進します。
- ・江ノ川などの市街地の内水氾濫による浸水対策として、河川改修、雨水排水施設整備等の計画的な整備を促進します。
- ・老朽箇所、流水断面不足施設における施設の更新、流水断面の拡大等として、安芸川、江ノ川の河床掘り下げを促進します。

#### ○無秩序な開発の抑制（水源涵養）

- ・雨水流出による河川や排水路の洪水負担を軽減するため、市街地周辺における農地や山林を保全し、無秩序な開発を抑制します。

#### ○山間部・丘陵地における土砂災害対策

- ・砂防区域や土砂災害警戒区域等、土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）の危険箇所を引き続き把握するとともに、土砂災害対策（避難情報伝達体制の構築、建築規制等）などの災害予防対策を推進します。

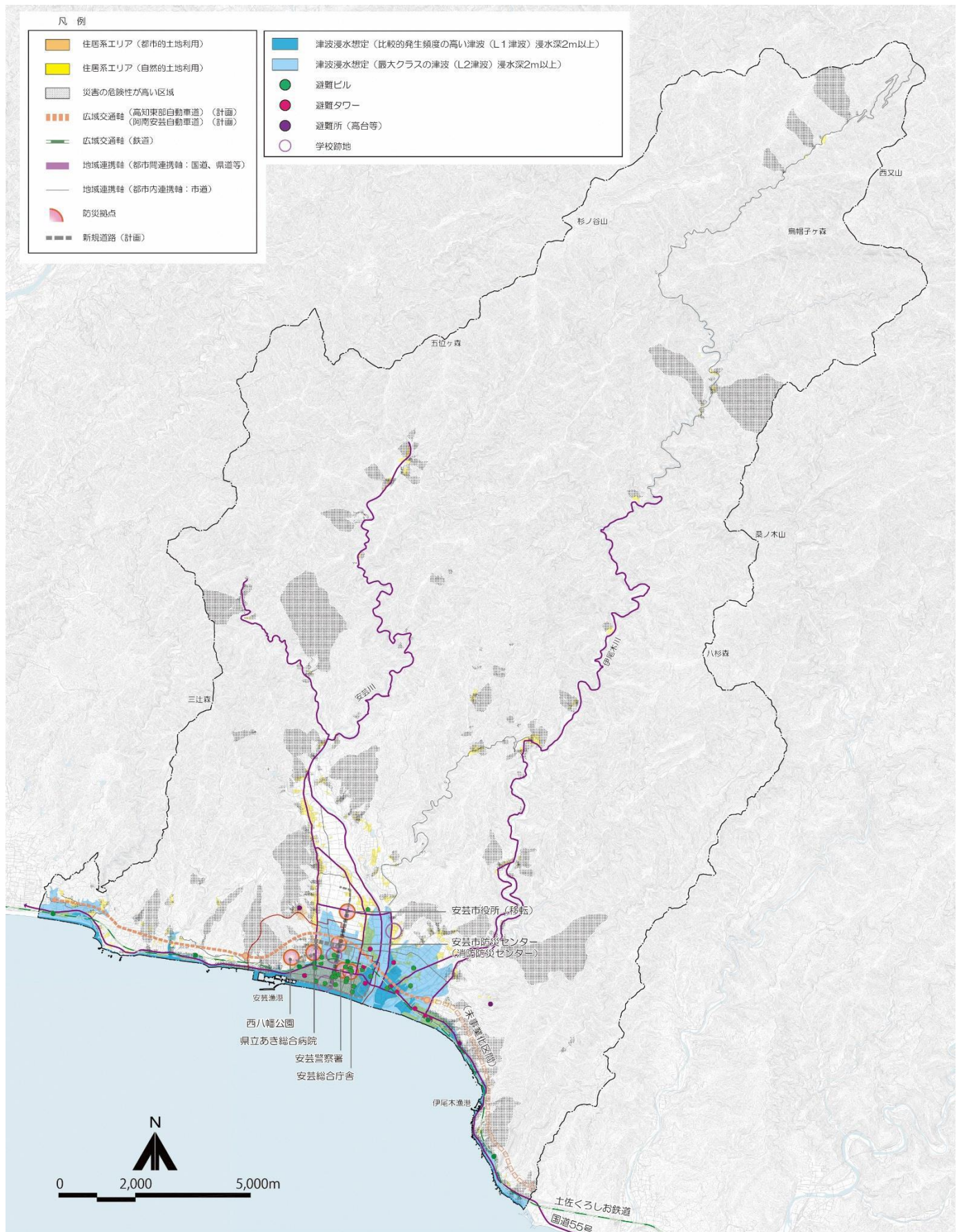


図 5-11 都市防災の方針図



## 5.4 分野別方針

### 5.4.1 土地利用の方針

都市的土地利用ゾーン、田園的土地利用ゾーン、自然的土地利用ゾーンの役割分担を図りつつ、都市の健全な発展と秩序ある土地利用を推進します。

#### 〔1〕魅力ある中心市街地の形成に関する方針

中心市街地は、東部圏域の商業拠点として土地の有効利用を促進し、既存商店街等の活性化を推進します。

※元気のある商店街としての活性化と充実【目標2. 元気でにぎわいのあるまちづくり】より

##### ○「圏域拠点」となる商業・業務地の形成

- ・安芸市の中心市街地は、高知県東部圏域内に所在する各都市の相互扶助を支える「圏域拠点」（高知県東部圏域都市計画区域マスタープラン）と位置づけられており、商業・業務など広域的な役割を担う多様な都市機能を維持・集積することが求められています。
- ・国道 55 号沿道は、商業・飲食、サービス等の沿道型施設等の商業機能の維持を図ります。また、行政機関や観光拠点等の立地特性を活かした観光、流通や文化機能などの幅広い都市機能の集約を図ります。
- ・中心市街地を縦断する安芸中央インター線は、中山間地域から海岸までを結ぶ安芸中 IC をとおる骨格軸であり、市民や観光客を中心市街地へと誘導する機能の確保について検討します。

##### ○魅力ある「（既存）中心市街地及び周辺」（都市拠点）の形成

- ・中心市街地の商店街は、地域の顔となる商業地として土地の有効利用を図り、魅力と特色ある商業空間の創出を図ります。また、地域の生活の場として、日常生活の利便に寄与する店舗などの立地誘導を図ります。
- ・安芸駅周辺は、中心市街地と連続した商業地として、計画的な土地利用誘導を推進します。
- ・中心市街地の活性化に向けて、空き地の活用・空き店舗の改修による都市機能の誘導を図ります。これにより、創業・後継者の支援、コミュニティビジネス・交流支援、にぎわいづくりのイベント、商店街の憩いの場等の促進や、観光客や学生等を商業地に呼び込む魅力ある商店街の形成を支援します。

#### 〔2〕快適な生活環境に関する方針

まちなかにおける快適な生活環境の提供のため、定住者や移住者が安心して子育てや健康にらせる住環境を確保します。

※安心して子育てや健康にらせる住環境の維持・保全、整備【目標1. 健康で安心してらせる人にやさしいまちづくり】

#### ○子育てや健康なくらしのための生活サービス機能の誘導

- ・中心市街地や駅周辺は、生活サービスが効率的に提供されるように、**介護・福祉、子育て支援、医療・救急等の土地利用を検討**します。
- ・沿岸部は、学校跡地、安芸市健康ふれあいセンター「元気館」などを結び、市民や観光客の憩いとの健康づくりの場としての土地利用を検討します。
- ・地域コミュニティの形成に資する公民館、集会所等は、適正な配置に配慮しつつ施設の充実を図ります。
- ・ICT（情報通信技術）環境の充実、活用により、健康にくらせる安全・安心な住環境の充実を検討します。

※ICT：Information and Communication Technology（情報通信技術）

#### ○移住・定住対策としての適正な住宅供給

- ・まちなかの低未利用地の有効利用として**空き家バンク**や民間活力等の活用を促進することで、若者向け定住対策を進めます。
- ・桜ヶ丘住宅のリノベーションの**検討**や桐ヶ内団地等の建替を進め、住宅供給や適正な維持管理を進めます。

### 〔3〕産業拠点の充実に関する方針

次世代につづく地域産業の振興に向けた環境づくりを推進します。

※既存産業の振興【目標2. 元気でにぎわいのあるまちづくり】より

#### ○工業団地等の維持と活性化に向けた土地利用の誘導

- ・既存工業団地の操業環境の維持・充実を図るため、鉄道駅やICとのアクセスの確保を検討し、流通機能の向上を図ります。
- ・地場産業に資するゆず加工施設の移転について、鉄道駅、ICとのアクセスの確保を検討し、**流通機能の向上を図ります。また、土佐あき農協赤野集出荷場、土佐あき農協穴内集出荷場、土佐あき農協安芸集出荷場などの産業関連施設は、これらを取りまく環境整備の維持・充実を図ります。**

#### ○農業・漁業の維持と活性化に向けた土地利用の誘導

- ・新規就業者支援、特産品開発、農業や漁業の振興・交流、地域産業の振興に向け、農地の活用や漁港の機能の充実のための土地利用について検討します。
- ・市街地周辺や中山間地域の優良農地では、圃場整備等の農業基盤整備の推進、施設園芸の近代化、耕作放棄地対策等を推進します。

## 〔４〕 中山間地域における既存の集落維持に関する方針

中山間地域における快適な生活環境の提供のため、定住者や移住者が安心してくらせる集落環境を確保します。

※中山間地域における集落などの維持・保全【目標１．健康で安心してくらせる人にやさしいまちづくり】より

### ○既存の集落等を維持・保全する土地利用の誘導

- ・優良農地の保全、居住に適さない、あるいは検討が必要な地域（「土石流危険渓流」「土石流危険区域」「急傾斜地崩壊危険箇所」「地すべり危険箇所」「土砂災害警戒区域」「津波想定区域」）等の居住の条件を検討し、集落の適正な土地利用を図ります。

### ○健康で元気にくらせる生活環境の維持・充実

- ・道路、**公共下水道等、合併浄化槽**などのインフラの適正な維持管理を図り、農業環境と調和した生活拠点の維持・保全を図ります。
- ・過疎化の深刻な中山間地域において、既存集落等へ生活サービスが効率的に提供されるとともに、地域の支え合い活動の推進及び有効な制度として小さな拠点等の検討を進め、生活拠点の機能の集約化を図ります。

### ○移住・定住対策の推進に向けた土地利用の誘導

- ・空き家や耕作放棄地を活用し、Uターンなどの移住者の受け入れ環境の整備や、担い手農家への農地集積を検討します。
- ・公共交通機能を利用して、バス停周辺などに計画的な土地利用を誘導します。

## 《ゾーン別 土地利用方針》

### [住居系ゾーン]

- ・住居系ゾーンは、一団の住宅地や集落が形成された地域を位置づけ、「住居系ゾーン（都市的土地利用）」と「住居系ゾーン（自然的土地利用）」から構成します。

（住居系ゾーン（都市的土地利用））

- ・「住居系ゾーン（都市的土地利用）」は、市街地中心部の現行の市街地を位置づけ、利便性が高く、良好な居住環境を有する地域の形成を図ります。
- ・このゾーンは、駅や商業業務機能の配置にあわせ、まちなか居住を中心とした若者や子育て世代、高齢者、障がい者にとって良好な居住環境を検討します。
- ・また、沿岸に近い木造密集地域は用途の混在や敷地の細分化を防止し、災害に強い居住環境を検討します。

（住居系ゾーン（自然的土地利用））

- ・「住居系ゾーン（自然的土地利用）」は、豊かな自然や田園環境に囲まれる既存集落地を位置づけます。
- ・このゾーンは、多世代居住などのゆとりある居住環境に誘導し、魅力ある田園集落を形成します。

（居住に適さない、あるいは検討が必要な地域の居住の方針について）

- ・中心部で持続的にまちづくりを行うにあたっては、都市機能誘導や居住誘導について、津波浸水のハザードエリアや土砂災害危険箇所等を勘案した複合的な取り組みのもと、安全対策が可能な区域において、緩やかに誘導を図ることを考えます。
- ・津波浸水想定区域では、「防災体制が確立された上で、公共施設の耐震化、建替時の建物の堅牢化、避難できる路の確保、津波避難ビルの維持管理等、水害リスク低減や地震・津波に対する複合的な取り組み等の推進」について検討します。

※居住に適さない、あるいは検討が必要なエリア

- ・建築基準法における災害危険区域のうち建築が禁止されている区域（法第 39 条第 1 項）
- ・「土石流危険渓流」「土石流危険区域」「急傾斜地崩壊危険箇所」「地すべり危険箇所」「土砂災害警戒区域」「津波想定区域」が指定

## [商業・業務系ゾーン]

- ・商業・業務系ゾーンは、県立あき総合病院や国道55号沿道一帯の商店街や、安芸駅周辺一帯を位置づけます。
- ・このゾーンは、安芸市の中心市街地であることから、行政施設、商業・業務、生活利便施設の集積を活かした都市機能を検討します。
- ・また、空き地空き家等の低未利用地を活用し、土地の有効利用や機能の集積を図るとともに、安芸市の顔としての都市景観の形成を図ります。
- ・安芸駅周辺や商店街一帯は、交通利便性を活かし、地域内や広域的な集客力を強化し、商店街の活性化に資する土地利用について検討します。

(移転・統合施設跡地、IC 周辺)

- ・**統合学校や新市役所周辺**の土地利用、学校等の移転統合施設跡地は、行政・文化機能、商業機能、防災、**観光交流**など、周辺土地利用との調和に考慮して、土地の有効活用について総合的な検討を進めます。
- ・安芸中 IC 南側は、交通の利便性を活かした新たな産業を展開できる土地利用等として、新たな流通業務系**や住居系**の土地利用について検討します。

(新設道路沿道)

- ・安芸中央インター線沿道は、都市拠点を結ぶ重要な路線となります。このため、利便性を活かした商業・サービス施設などの沿道土地利用について検討します。
- ・あき病院球場線は、防災拠点の県立あき総合病院と避難場所の**安芸タイガース球場(西八幡公園)周辺**を短絡するルートであり、市内の防災対策のネットワーク機能を形成する土地利用について検討します。また、観光交流拠点である**安芸タイガース球場(西八幡公園)周辺**・球場前駅と中心市街地を結び来訪者を市内へと誘導・周遊させるレクリエーションネットワーク機能を形成する土地利用について検討します。
- ・**海岸線沿道は、安芸漁港から沿岸部を通る安芸市外縁のルートであり、市民や観光客のための海岸沿いの魅力的な空間をつくる土地利用について検討します。**
- ・安芸中 IC(安芸中央インター線)～県立あき総合病院(県道安芸物部線)をつなぐ新ルートは、市内の防災やくらしのネットワーク機能を形成する周辺土地利用について検討します。

## [工業系ゾーン]

- ・工業系ゾーンは、植野工業団地の周辺地域を位置づけます。また、**移転が検討されているゆず加工施設周辺をはじめ、土佐あき農協赤野集出荷場、土佐あき農協穴内集出荷場、土佐あき農協安芸集出荷場なども小規模な産業拠点として機能の維持・充実を進めます。**
- ・これらにより、さらなる工業施設の集積を進め、活力の向上と働く場の創出を促進します。

## [農業・漁業系ゾーン]

- 農業・漁業系ゾーンは、市街地を取り巻く田園地域、中山間地域や安芸漁港、伊尾木漁港周辺一帯を位置づけます。
- 農業系ゾーンは、農業生産基盤の維持・**充実**を図るとともに、市街地を取り囲む優良農地としての適切な保全と営農環境の整備促進を図ります。
- 漁業系ゾーンは、漁港機能の充実とともに観光交流機能の充実を図るため、土地の有効活用を図ります。
- 多面的な農業・漁業の展開として、観光農園・市民農園等の利用や、農業・漁業体験をとおしての市民や観光客との交流の場としての土地利用について検討します。

(安芸中 IC 北側)

- 安芸中 IC 北側（新市役所・統合学校を除く）は、優良農地の保全を検討します。

## [自然環境系ゾーン]

- 自然環境系ゾーンは、安芸市の北部に広がる中山間地域を位置づけます。
- 自然環境系ゾーンのうち、市域の9割近くを占める山林については、森林が有する水源涵養や国土保全等の公益的機能を維持しながら、都市と山村が交流する観光交流の場として活用します。
- 手結住吉県立自然公園や伊尾木洞などの優れた自然資源、安芸川、伊尾木川などの溪流環境、自然と調和した里山環境、海岸の自然を保全します。
- 安芸広域公園、大山岬公園、伊尾木川緑地等は都市公園・都市緑地として適正な整備・維持管理を進めます。

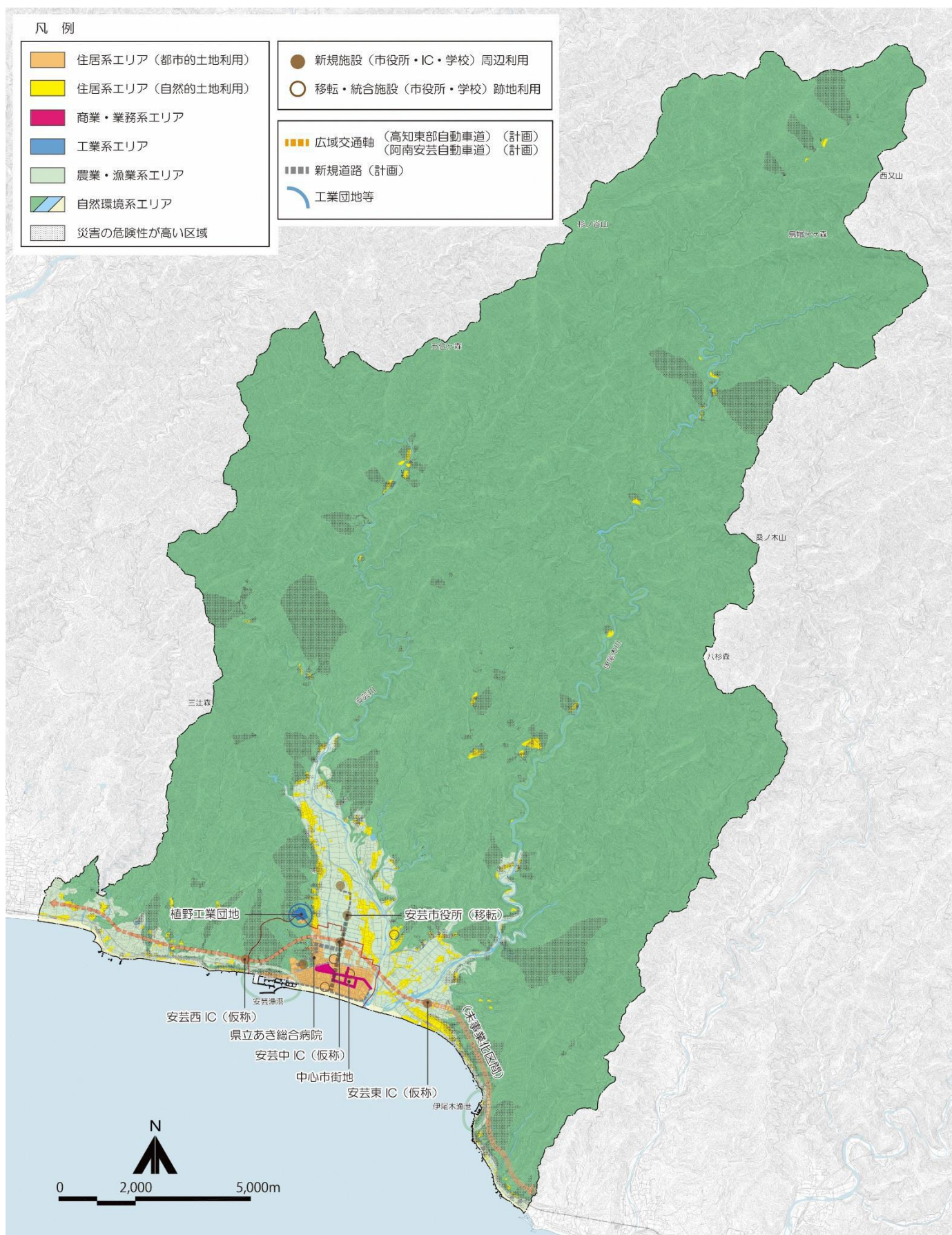
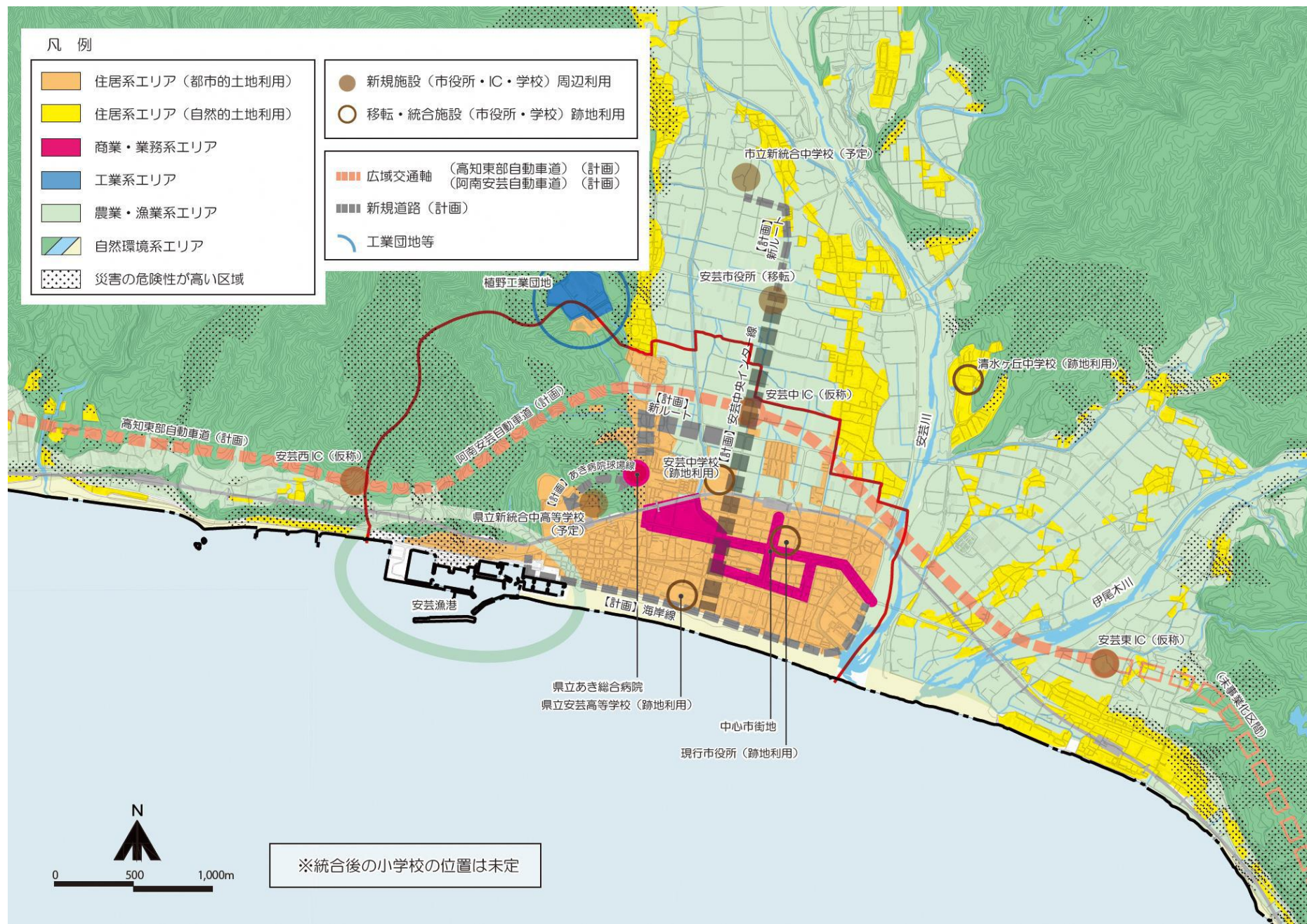


図 5-13 土地利用の方針図



## 5.4.2 市街地整備の方針

将来土地利用を目指し、活力があり、安全で快適な市街地の形成を図ります。

### 〔1〕住居系市街地整備に関する方針

都市計画区域内の住居系市街地は、複合的な安全対策を講ずることにより、安全安心な居住地として、緩やかな居住誘導を行います。

※安心して子育てや健康にらせる住環境の維持・保全、整備【目標1. 健康で安心してらせる人にやさしいまちづくり】

#### ○現行の市街地

- ・都市計画区域内の住居系ゾーンへは緩やかな居住誘導を行います。
- ・住居系ゾーンの低・未利用地については、計画的かつ周辺と整合のとれた都市基盤の整備のため、土地利用転換を検討し、有効活用を進めます。
- ・安芸市の中心市街地の多くは津波浸水想定区域内に位置するため、用途の混在や敷地の細分化を防止します。また、耐震性のない住宅の用途を廃止するなど、災害に強い居住環境を検討します。
- ・木造の密集市街地等においては、狭小道路の解消を推進し、安全・安心な住環境を形成します。
- ・建替時の建物の堅牢化を進めるとともに、低層の木造住宅地においては、津波からの避難場所となる中高層建築物への立地の誘導等について、地区計画の導入を検討します。
- ・既存の住宅である桜ヶ丘住宅や桐ヶ内団地等は、それぞれリノベーションの検討や建替を進め、若者向け定住対策を進めるとともに、公営住宅の長寿命化対策を進めます。また、元気な高齢者が大勢で暮らせる場所など、生活・居住対策について検討します。

#### ○新たな住宅地形成

- ・安芸中IC南側周辺や安芸中央インター線沿道は、周辺環境に調和した沿道型土地利用を検討します。
- ・沿道での新たな住宅地は、防災・減災の都市づくりの観点から、津波浸水想定区域や土砂災害危険箇所等を勘案するとともに、優良農地の保全の観点から、農用地区域を除いた必要最小限の地域として検討します。

### 〔2〕商業・業務系市街地整備に関する方針

都市計画区域内の商業・業務系市街地は、東部圏域及び安芸市の商業拠点として土地の高度利用を促進し、継続的発展に向けて都市機能の集約を図ります。

※元気のある商店街としての活性化と充実【目標2. 元気でにぎわいのあるまちづくり】より

#### ○現行の市街地

- ・都市拠点の形成のため、中心市街地や地域の内外を結ぶ安芸駅周辺一帯において土地の高度利

用及び都市機能の集約などを推進します。

- ・中心市街地に立地する安芸市商店街（元町振興会、本町商店街振興組合、中央町振興会、国道沿商店街）では、地域の商業拠点として活性化等を推進します。また、安芸中ICや安芸中央インター線により求心力の高まる立地特性を活かし、行政施設、商業・業務、生活利便施設の集積を活かした都市機能の集約を図ります。
- ・県立あき総合病院・安芸タイガース球場（西八幡公園）周辺・球場前駅一帯は、防災拠点及び観光交流拠点として、その機能強化を図ります。

#### ○新たな商業・業務地の形成（市役所跡地・県立安芸高等学校跡地・安芸第一小学校跡地・安芸中 IC 南側周辺）

※「5.3.2 安芸市の発展に資する新たな拠点形成と跡地利用の方針」に準ずる

- ・市役所跡地は、広域的な商業拠点として既存商店街などの活性化や観光交流を推進します。また、災害に強いまちづくりに配慮した安全安心な市街地形成とします。
- ・県立安芸高等学校跡地は、海岸線沿道や安芸市健康ふれあいセンター「元気館」等の立地特性を活かし、海岸沿いの魅力的で健康・元気都市に資する土地利用について検討します。
- ・安芸中 IC 南側周辺は、新たな流通業務系の土地利用について検討します。
- ・安芸中央インター線の沿道土地利用は、周辺農地等の環境への影響を考慮し、歩いて楽しめる環境や緑地の確保について検討します。
- ・今後は集約型のコンパクトな市街地形成や既存の商店街の維持・活性化を進めることから、新たな商業系の市街地形成は十分に検討する必要があります。

### 〔3〕工業系市街地整備に関する方針

地域産業の振興に向け、現在の機能の維持・向上を進めます。

※既存産業の振興【目標2. 元気でにぎわいのあるまちづくり】より

#### ○現行の工業系市街地

- ・植野工業団地は、現在の機能の維持・向上とともに、さらなる工業施設の集積を進めます。
- ・工業団地内の緑化を推進し、周辺景観との調和や環境の向上を推進します。
- ・新たな安芸中 IC・新ルート（安芸中 IC～県立あき総合病院）・安芸中央インター線の整備による幹線道路とのアクセス性の向上を図ります。

#### ○新たな工場等の整備

- ・新たな工場地として、ゆず加工施設の移転を検討します。移転に際しては周辺環境に配慮します。

## 〔4〕 農業・漁業系土地利用に関する方針

農業や漁業の振興・交流、地域産業の振興に向け、市街地との調整を図りつつ、農地の活用や漁港の機能の充実のための土地利用について検討します。

※既存産業の振興【目標2. 元気でにぎわいのあるまちづくり】より

### ○現行の農業・漁業系土地利用

- ・安芸市の主要産業である農地は、優良農地の適切な保全と営農環境の整備促進のため、圃場整備及び農業生産基盤の維持等を図ります。
- ・担い手農家への農地集積により、耕作放棄地の抑制を進めます。
- ・漁港は、利用者や生産者の就労環境の改善、安全性の向上など漁港機能の増進を図るための施設整備を進めます。

### 5.4.3 都市交通の方針

市街地や中山間地域において、安全で円滑な交通網の形成を図ります。

鉄道や生活路線バスなどの公共交通の活用や、誰もが利用しやすい生活道路、歩いて楽しい通学路、自転車・歩行者の利用環境を充実します。

#### 〔1〕総合交通体系形成に関する方針

安全で円滑な道路ネットワークを形成し、幹線道路・地域内道路の安全性・利便性を確保します。

※安全で円滑な道路ネットワークの形成【目標3. くらしを持続させるコンパクトなまちづくり】より

##### ○高知東部自動車道・阿南安芸自動車道及びICの整備

- ・広域的な都市間や地域の拠点間の連携強化を図るため、**高知東部自動車道・阿南安芸自動車道**及び3箇所のIC（安芸西IC、安芸中IC、安芸東IC）の整備促進を図ります。

##### ○新規道路の整備

- ・産業の活性化や生活利便性・安全性の向上、防災ネットワークの形成及び渋滞緩和対策として、市街地内の「安芸中央インター線」「あき病院球場線」「海岸線」「（安芸中IC～県立あき総合病院への）新ルート」等の地域内道路の整備を促進します。

##### ○既存道路の改良

- ・都市間や拠点間を連結する幹線道路は、渋滞緩和、安全のための拡幅改良を進めます。
- ・都市内をつなぐ市街地の道路は、避難できる路としての代替機能や救急時の緊急車両の通行機能確保します。
- ・中山間地域の狭小道路は、必要に応じて1.5車線化を推進し、日常の生活利便性の向上を図ります。

##### ○交差点や歩道の安全対策に関する方針

- ・交差点や通学路等については、外灯やカーブミラーの整備等による安全な道路空間の確保に努めます。

##### ○都市計画道路の見直しの検討について

- ・都市計画道路の改良率は県・市合計25.6%であり、低水準な状況です。今後は、**安芸市公共施設等総合管理計画に基づき、将来的な改修・更新等の財政需要を的確に把握した上で、都市計画道路としての位置づけや整備の優先順位等について検討し、適切な推進を図ります。**

## 〔2〕公共交通サービスに関する方針

自動車、公共交通、歩行者・自転車等の交通に対して、多様なニーズに対応できる交通環境の整備を進めます。

※公共交通サービスの充実と交通結節点の利便性向上【目標3. くらしを持続させるコンパクトなまちづくり】より

### ○駐車場・駐輪場の整備

- ・鉄道利用の促進、観光客の市内周遊などの利便性を高めるため、駅周辺地域における駐車場整備やサイクル&ライド駐輪場の整備を推進します。
- ・特に、公共交通機関の利用者による放置自転車や違法駐車などを防止し、快適な路上空間の確保を図るため、適所での駐輪場や駐車場の整備及び規制の強化を検討します。

### ○多様な交通手段の充実

- ・公共交通ネットワークの形成により、周遊型都市構造を実現します。このため、既存の鉄道、路線バス、コミュニティバスのほか、多様な移動手段の役割分担と連携により、効率的な生活交通手段の確保を検討します。
- ・商業施設、医療施設、福祉施設、子育て施設及び教育施設などの公共公益施設等の利便性向上につながるバスネットワークやデマンドタクシーなどの公共交通手段の確保を図り、市街地、中山間地域等の交通ネットワークを形成します。
- ・また、病院の利用時間に合わせた市内循環バス（元気バス）など、運行コースや運行時間の充実、民間バス事業者との連携等によるバスサービスの充実を検討します。

## 〔3〕人にやさしい道路づくりに関する方針

ユニバーサルデザインの視点に立ち、生活道路・通学路、自転車・歩行者道の安全性・利便性・快適性の確保を図ります。また、公共公益施設へのスムーズなアプローチを確保します。

※みんなが安全・安心で健康にくらせる幹線道路、生活道路・通学路、自転車・歩行者道の整備【目標1. 健康で安心してくらせる人にやさしいまちづくり】

### ○人にやさしい道路・健康づくりの路

- ・快適で安全な生活道路や自転車・歩行者道、楽しく思い出に残る通学路づくり等について検討します。
- ・健康・元気都市づくりの一環として、歩行者及び自転車の安全性の確保の上、季節感のある歩いて楽しい道づくりなどによる健康づくりルートについて検討します。

### ○ユニバーサルデザインの導入

- ・バス停周辺について、公共交通の利用の多い障がい者、高齢者等に配慮し、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの視点に立った道路の整備を推進します。
- ・身体障がい者や車いす利用者、ベビーカー利用者等に配慮し、誰もが安全に移動することがで

きるよう、歩道等の計画的な整備及び段差の解消等を進めます。

- 学校統合にあたっては、ユニバーサルデザインの視点を取り入れ、通学路などの交通安全施設の充実を図るとともに、防犯、事故防止に取り組みます。

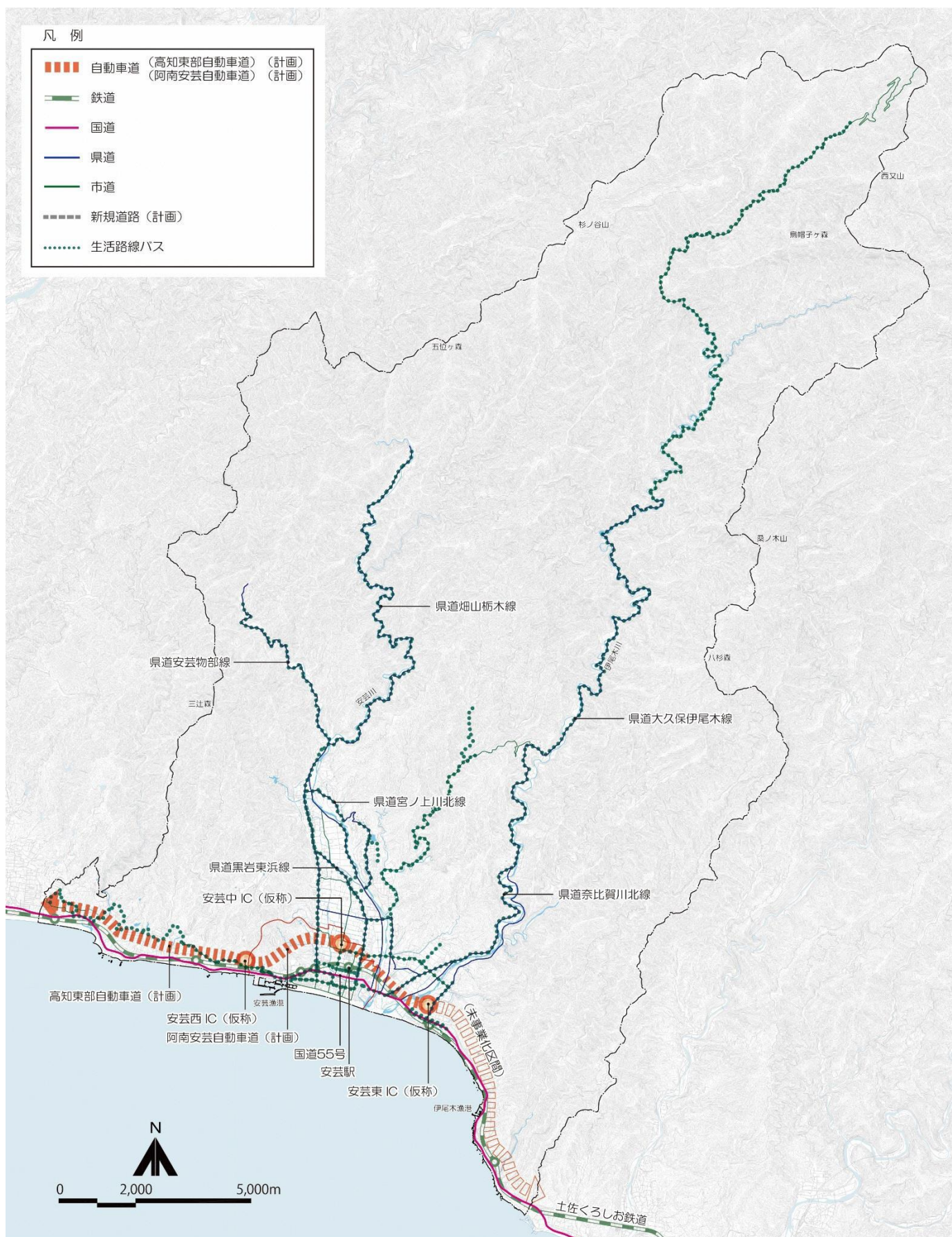


図 5-15 都市交通の方針図 (公共交通)

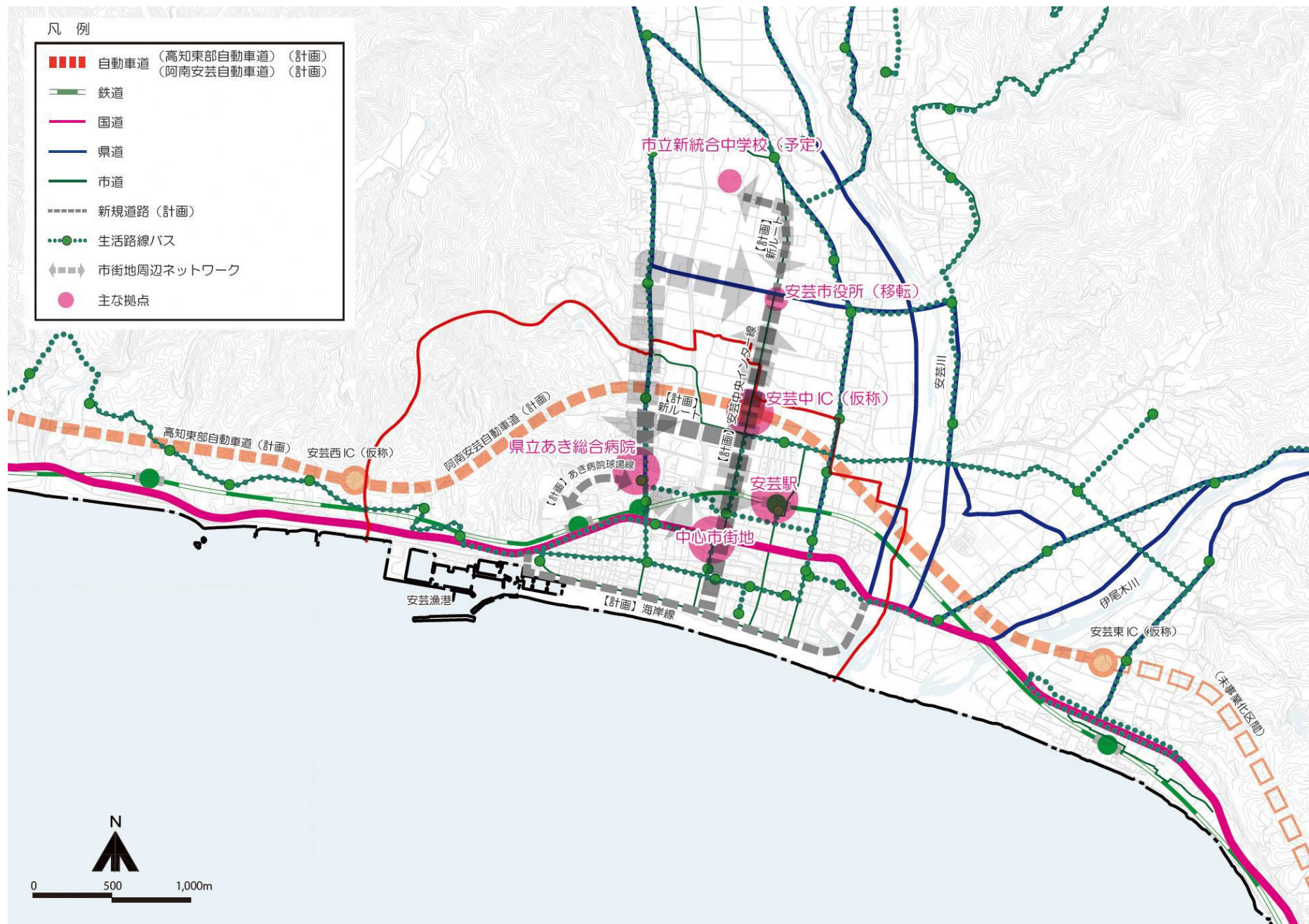


図 5-16 都市交通の方針図 (道路網・公共交通) (拡大図)

## 5.4.4 生活・環境の方針

快適な市民生活を営む上で必要不可欠な上下水道などのインフラ系公共施設について、計画的な整備・維持管理を進めます。

安芸市公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の総量管理を推進し、将来にわたり持続可能な公共サービスを提供します。

### 〔１〕上下水道の整備に関する方針

快適な暮らしを支える上水道及び公共下水道等の整備推進を引き続き進めるとともに、既施設の適切な維持管理を進めます。

※安心して子育てや健康にらせる住環境の維持・保全、整備【目標１．健康で安心してらせる人にやさしいまちづくり】より

#### ○まちなかの快適な生活環境の維持

- ・公共下水道等及び水道施設については、長寿命化等の対策を図りつつ適切な維持管理を推進します。
- ・中山間地域では、小規模水道による生活用水の確保（自家用井戸、中山間地の谷水）を進めます。
- ・赤野地区、奈比賀地区、旧安芸町等において、下水道処理、単独浄化槽等の整備を推進します。

### 〔２〕供給処理施設の整備に関する方針

安心して健康にらせる住環境の維持・保全、整備を推進します

※安心して子育てや健康にらせる住環境の維持・保全、整備【目標１．健康で安心してらせる人にやさしいまちづくり】より

#### ○火葬場の跡地活用

- ・火葬場（西浜）跡地は、**新たな墓地として整備し、適切に運営します。**

#### ○ごみ対策の推進

- ・安芸広域メルトセンター（供用済）の適切な維持管理の推進により、安芸市の自然環境の保全に取り組みます。

### 〔3〕環境保全対策に関する方針

地球の温暖化の影響は、異常気象の頻発や自然災害の増加など様々な分野で顕在化しつつあり、くらしの安全・安心にとって身近な問題となっています。安芸市においても、安芸市をとりまく山、川、海や農地の保全を前提としつつ、環境保全への対策を進めます。

※環境の保全【目標5. 環境にやさしく自然豊かで固有の歴史・文化を活かしたまちづくり】より

#### ○地球温暖化対策の推進

- ・カーボンマネジメント計画に基づき、電気自動車、低燃費車の推進等による省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入等について検討します。

#### ○環境教育の推進

- ・広報の推進や社会見学等の場を活用した環境教育を推進し、教育機関と連携して環境への理解を深めます。

#### ○環境美化に関する方針

- ・ごみ減量化・資源化、不法投棄の防止などの啓発活動を推進し、安芸市の自然環境の保全に取り組めます。
- ・市民・地域との連携による環境美化を推進します。

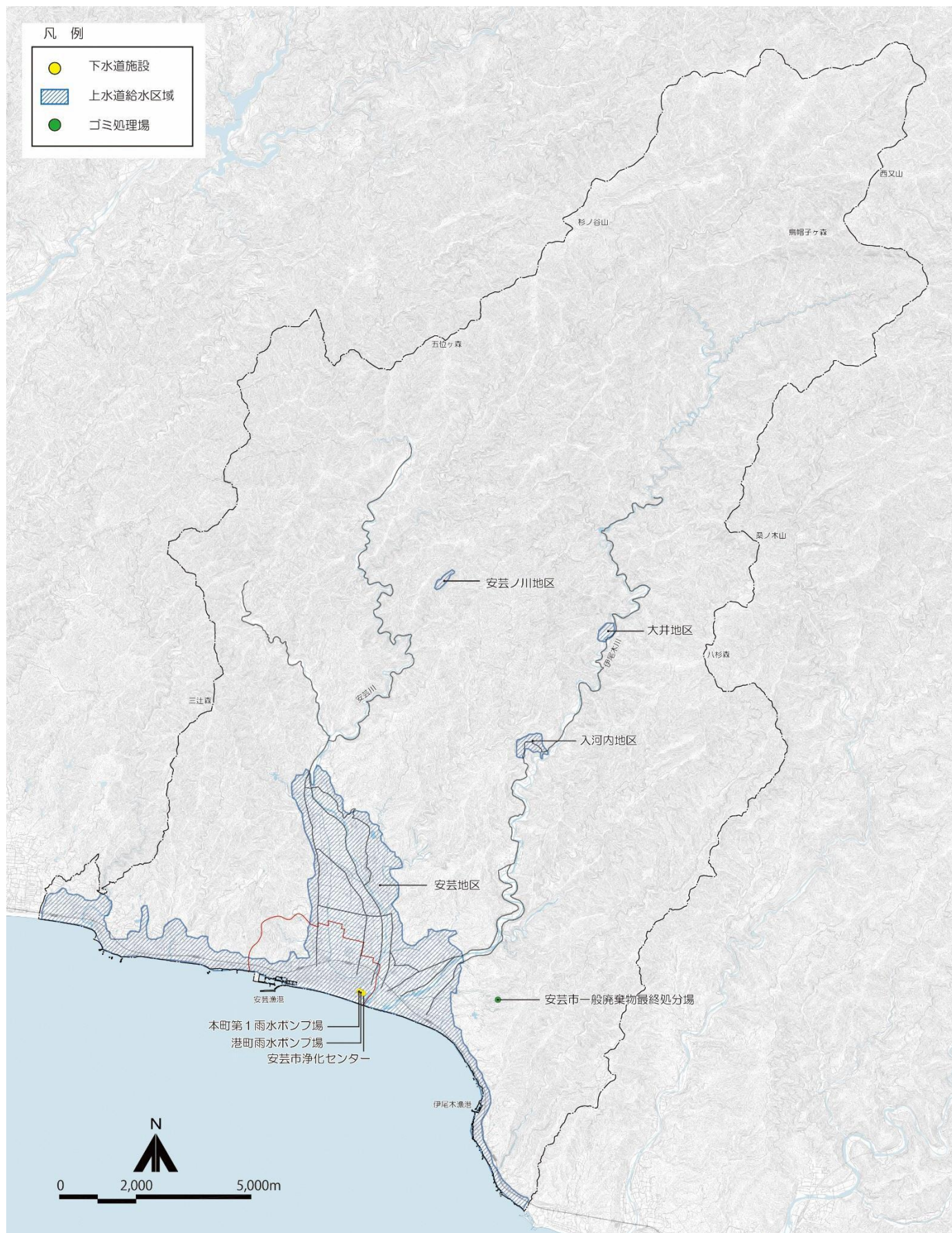


図 5-17 生活・環境の方針図

## 5.4.5 公園・緑地の方針

安芸市をとりまく海、山、川などの自然環境や拠点となる公園・緑地などのネットワークを図りつつ、保全・活用を進めます。

また、農地は生産の場であることに加え、防災や環境面でも重要な役割を持つという視点から、優良農地の保全と営農環境の整備促進を図ります。

### 〔１〕自然環境の保全に関する方針

安芸市をとりまく山々、安芸川、伊尾木川などの河川や海岸等の自然環境の保護・保全を図ります。

※地域の自然環境や拠点となる緑地・公園などの保全・活用【目標５．環境にやさしく自然豊かで固有の歴史・文化を活かしたまちづくり】より

#### ○都市の骨格を形成する自然環境の保全・活用

- ・四国山地を背にする山々や安芸川、伊尾木川などの河川、海岸等の安芸市の骨格を形成する自然環境を保全し、きれいな水や空気が循環するまちづくりを目指します。

#### ○海岸・河川の自然環境の保全・活用

- ・市街地を流れる安芸川、伊尾木川や江ノ川などの河川は、多自然川づくりを進めます。
- ・河川や海岸では、水質や生態系の保全に努めながら、市民に親しまれる親水空間として活用を図ります。
- ・穴内漁港付近の海岸域は、養浜や松林の回復等に引き続き取り組みます。



安芸川



江ノ川

### ○安芸市を守る緑の骨格としての農地の保全

- ・市街地内の一団の農地は、農業生産の場となるとともに、洪水調整等の防災面や、景観上も重要であることから、環境保全のための緑地空間として機能を確保します。

### ○自然公園の保護・保全

- ・伊尾木洞のシダ群落、大山岬一帯の海岸線、妙見山、内原野、城山などの安芸市を代表する自然資源は、手結住吉県立自然公園として引き続き保護、保全します。



伊尾木洞のシダ群落

## 〔2〕公園緑地に関する方針

都市公園・都市緑地等の公園緑地や農地・里山等の自然等の保全・活用により、市民のレクリエーション拠点を形成します。

※地域の自然環境や拠点となる緑地・公園などの保全・活用【目標5、環境にやさしく自然豊かで固有の歴史・文化を活かしたまちづくり】より

### ○都市計画公園・都市計画緑地の整備・管理

- ・市民のレクリエーションの空間、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流の空間として、朝霧公園、橋の元公園、江ノ川中公園、江ノ川上公園、安芸タイガース球場（西八幡公園）、大山岬公園、安芸広域公園（以上、都市計画公園）や伊尾木川緑地（都市計画公園）が整備されています。今後は、既に供用されているこれら公園緑地の健全度の点検や長寿命化対策等の維持管理を進めるとともに、現状の利用に対応して適切に集約・再整備について検討します。また、安芸タイガース球場（西八幡公園）は、周辺整備を引き続き推進します。



安芸タイガース球場（西八幡公園）



安芸広域公園（内野原陶芸館）

#### ○身近なレクリエーション拠点の形成

- 中心市街地のにぎわいや活性化につながるイベントや発表の場として、まちなか広場の創出等について検討します。

#### ○水と緑のネットワークの形成

- 安芸市をとりまく山林、農地等のまとまったみどりに、幹線道路と都市公園・都市緑地、河川、海岸のみどり等をつなぎあわせ、安芸市の水とみどりのネットワークを形成します。
- 幹線道路と都市公園・都市緑地、河川、海岸のみどり等は、市街地における水と緑の骨格として積極的に緑化を進めます。



市街地の水と緑の軸（江ノ川）



市街地の緑（東濱八幡宮）

### 〔3〕緑化推進に関する方針

市民、事業者との協働により、公共施設や民有地内における緑化を推進します。

※協働による公共施設や民有地内における緑化の推進【目標5. 環境にやさしく自然豊かで固有の歴史・文化を活かしたまちづくり】より

#### ○市民や事業者による緑化推進

- ・幹線道路や駅前広場、官公庁施設等の公共公益施設のみならず、工場、商店街及び住宅地等の民有地の緑化を推進し、緑豊かな市街地を形成します。
- ・市民や事業者等による都市緑化を推進するため、都市緑地法等の諸制度など様々な施策を実施します。

#### ○市民の緑化に関する意識向上

- ・緑地保全や都市緑化の推進に向け、市民参加の推進体制づくりを進めます。
- ・市民意識の向上を目指し、緑に関する情報の提供、緑化関連イベントの実施等を推進します。

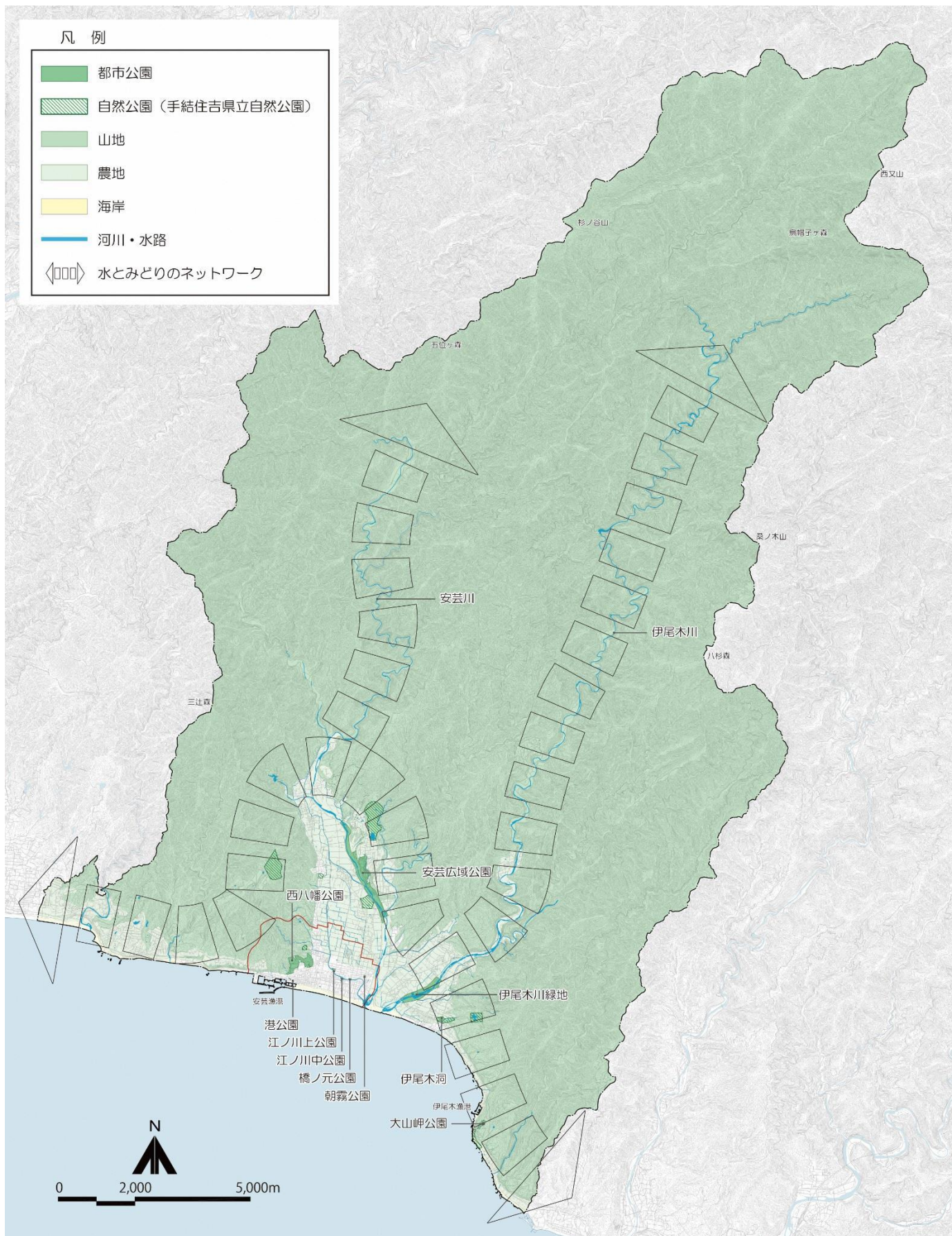


図 5-18 公園・緑地の方針図

## 5.4.6 都市景観・観光の方針

駅周辺や中心市街地等においては、個性とにぎわいのある景観形成を進め、田園地域では、農地と調和した緑豊かな広々とした景観形成を進めます。

都市計画区域内外にわたって存在する個性ある歴史的な景観や自然景観などの地域資源を活かした景観形成を図ります。

建築物・工作物・屋外広告物等の景観誘導について、効果的な規制・誘導方策について検討します。

### 〔１〕固有の歴史、文化、自然、風土を活かした景観形成に関する方針

自然豊かで固有の歴史・文化を活かした景観形成を図ります。

※固有の歴史、文化、自然、風土を活かした景観形成【目標５、環境にやさしく自然豊かで固有の歴史・文化を活かしたまちづくり】より

#### ○玄関口としてふさわしい良好な景観の形成

- ・安芸駅、安芸中 IC 周辺、中心市街地、あき総合病院・**安芸タイガース球場（西八幡公園）**周辺などの都市拠点及び新市役所や幹線道路沿道は、安芸市の玄関口としてふさわしい顔づくりを進めます。また、建築物・工作物・屋外広告物等の景観誘導について、効果的な規制・誘導方策を検討します。

#### ○都市景観・田園景観の形成

- ・戸建て住宅の多い都市計画区域内の市街地の住宅地景観や農地、自然と調和した集落等のふろさと景観の形成を図ります。
- ・個性ある建築群が残る景観など、安芸市らしいまちなみ景観の保全について検討します。
- ・良好な景観の育成に向け、民地の生け垣化や敷地内緑化、建物の意匠の工夫等を進めます。
- ・都市計画区域外では、安芸市を代表する景観として、「国選定 重要伝統的建造物群保存地区（土居廓中地区）」「安芸城跡」「野良時計」「岩崎彌太郎生家」や、伊尾木漁港石積堤（「未来に残したい漁業漁村の歴史文化財産百選」水産庁）などの歴史的景観や文化的景観を保全します。



国選定 重要伝統的建造物群保存地区（土居廓中地区）

出典：安芸市資料



岩崎彌太郎生家の生け垣（蓬菜竹）



野良時計



伊尾木漁港石積堤



水切り瓦のある蔵

### ○眺望地点の保全

- 集落地景観やまとまりある農地、里山、丘陵地などのふるさとの景観を一望できる眺望地点としての安芸城跡や太平洋を一望できる矢流古戦場跡の保全を図ります。



安芸城跡からの眺望景観

### ○市民参加型のまちづくりによる地域の景観づくり

- 市街地における住宅地緑化を推進し、魅力ある生活環境の創出に努めます。
- 商店街等の公共空間のデザイン向上を推進し、魅力ある都市景観を形成します。

## 〔2〕観光振興に関する方針

安芸市の魅力を活用した観光交流の推進により誘客を図ります。また、観光振興により幅広い雇用と地域の活性化のための土地利用を検討します。

※地域資源を活かした観光振興【目標5. 環境にやさしく自然豊かで固有の歴史・文化を活かしたまちづくり】より

### ○観光交流拠点の駐車場の充実、アクセス道路の整備、サインの充実等

- ・学校跡地などを活用し、市民や観光客の観光交流拠点の土地利用について検討します。
- ・安芸城跡・土居廓中・野良時計周辺、岩崎彌太郎生家などの歴史文化資源、**安芸タイガース球場（西八幡公園）周辺**、安芸広域公園、大山岬公園、伊尾木川緑地などの公園緑地、手結住吉県立自然公園・伊尾木洞の自然資源等の観光交流拠点や、赤野展望台、大山岬公園、道の駅大山、伊尾木漁港石積堤等の立地する海岸部周辺、温泉、河川等を有する中山間地域一帯の中山間地域観光交流エリアについて、保全対策を検討します。
- ・これらの観光交流拠点では、駐車場の充実とわかりやすいアクセス道路の強化について検討します。また、看板・サインの整備により、誘導しやすく、立ち寄りやすい環境整備を図ります。



安芸市総合案内板



施設の案内板（土居廓中地区）

### ○観光交流の推進・観光情報の周知

- ・安芸市の農業や漁業を活かした体験型・交流型観光の推進について検討します。基幹作物（ゆず）や海産物（ちりめんじゃこ）などの特産物を活用した地域づくりの場として、観光農園・市民農園等の市民や観光客との交流の場づくりについて検討します。
- ・漁港では、漁港施設の有効活用により、観光交流機能の充実を図ります。
- ・**高知東部自動車道・阿南安芸自動車道**及びICの整備を活かした観光交流の広域化を促進します。
- ・全国、全県のみならず訪日外国人を取り込むインバウンド対策について検討し、様々な祭りやイベント等の観光情報を広く発信・周知します。

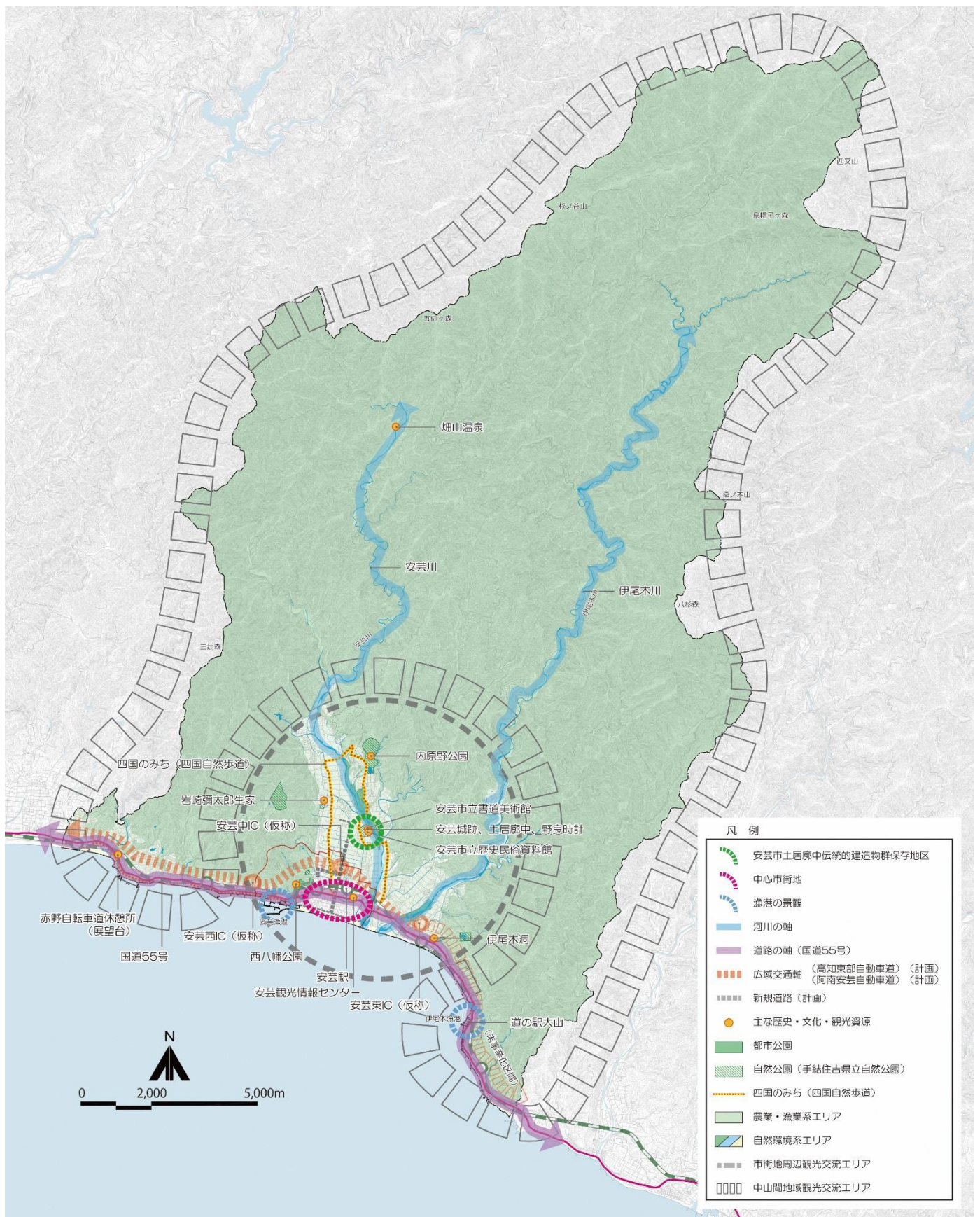


図 5-19 都市景観・観光の方針図

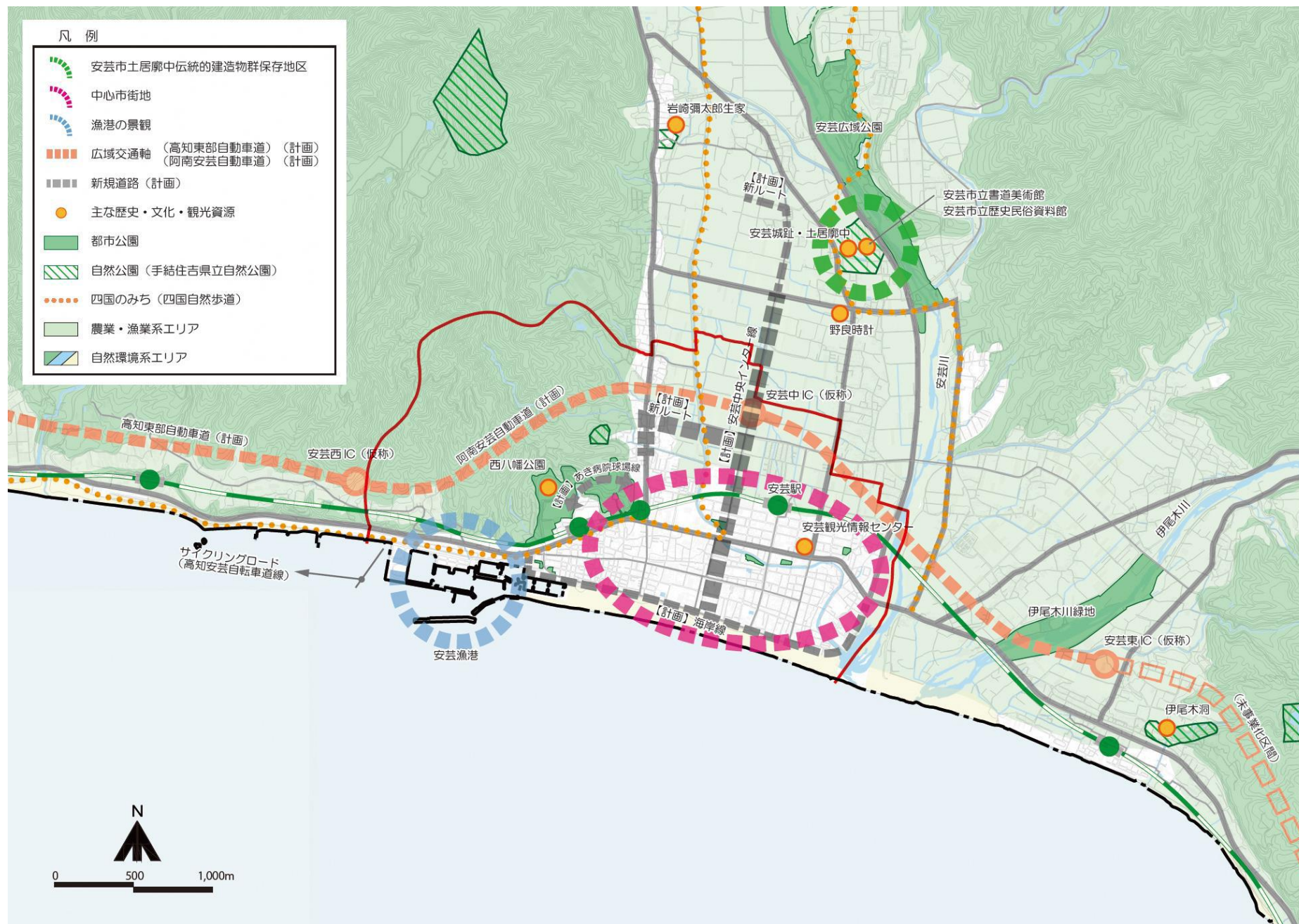


図 5-20 都市景観・観光の方針図（拡大図）

